

2 令和7年第2回越知町議会定例会 会議録

令和7年3月11日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開 議 日 令和7年3月11日（火） 開議第2日

2. 出席議員 （10人）

1 番 小田 壮一	2 番 上岡千世子	3 番 箭野 久美	4 番 森下 安志	5 番 小田 範博
6 番 市原 静子	7 番 高橋 丈一	8 番 武智 龍	9 番 岡林 学	10 番 山橋 正男

3. 欠席議員 （なし）

4. 事務局職員出席者

事務局長	田村 幸三	書 記	岩佐 由香
------	-------	-----	-------

5. 説明のため出席した者

町 長	小田 保行	副町長	國貞 誠志	教育長	織田 誠	教育次長	大原 範朗
総務課長	井上 昌治	会計管理者	金堂 博明	住民課長	小松 大幸	環境水道課長	箭野 敬祐
税務課長	金堂 博明	建設課長	岡田 孝司	産業課長	武智 久幸	企画課長	國貞 満
危機管理課長	片岡 宏文	保健福祉課長	西森 政利	こども園長	田村 香		

6. 議事日程

第1 一般質問

開 議 午前9時00分

議 長（小 田 範 博 君）それでは開会します。令和7年3月定例会開議2日目の応招御苦労さまです。

本日の出席議員は10人です。定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。

箭野久美議員より、本日午後に一時退席したいとの連絡を受けております。越知町議会会議規則第126条の規定により、3番、箭野久美議員と9番、岡林学議員の両名を会議録署名議員に指名しておりましたが、箭野久美議員が一時退席するため、10番、山橋正男議員を追加指名いたします。本日の議事に入る前に、小田町長より開会日の行政報告の一部を訂正したいとのことであります。小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）おはようございます。金曜日の行政報告の中で歯科医院開業につきまして、短期間で実現するのは困難という意味で「歯科医院開業などについては一朝一夕でできることではない」と述べるところを、普段使い慣れています「一長一短」という言葉を使いましたので、「一朝一夕」に訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（小 田 範 博 君）私のほうからも訂正がございます。開会の挨拶の中で「令和7年度第2回定例会」と発言しておりました。正しくは「令和7年第2回定例会」です。訂正をさせていただきます。

一 般 質 問

議 長（小 田 範 博 君）本日の議事日程は一般質問です。広報用に事務局が写真撮影をすることを許可します。それでは、決定順に従い10番、山橋正男議員の一般質問を許します。10番、山橋正男議員。

10番（山 橋 正 男 君）おはようございます。議長より許可をいただきましたので一般質問を行います。

初めに、1番の少子化対策でございます。少子化対策は町全体で危機感の共有を図ることを徹底しなければならないと、私は考えております。

全国約1700以上ある自治体でも、この少子化対策には真剣に取り組んでいると思います。本町の支援策について聞きますが、住民から

※1-4、1-9の訂正発言あり

町の子育て支援策はどのようなものがあるかとよく聞かれるわけでございます。私一々説明するのもたまりませんので、本議会にて子育て支援の関係各課、教育委員会が取り組んでいる支援制度をどのような事業があるか、御答弁を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（小田 範 博 君）小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）山橋議員に、まず私のほうから全体、どういった制度があるか説明をさせていただきますが、全部で38ほどありますのでそれを全て申し上げるのは時間かかりますので、主だったものを説明させていただきます。まずは保健福祉課関係でありますけども、おもちゃ図書館、そして産後ケア事業、妊娠・出産・子育て支援交付金事業。教育委員会のほうですが、木育誕生祝い品事業といたしまして、新生児に木製のおもちゃと木育の本をプレゼント、そして読書活動推進事業としまして、新生児にブックスタート、小学校入学時にセカンドブック、中学校入学時にサードブック、保護者の経済的な負担の軽減を目的に、小中学校で購入するワークブックやドリルなどの学習教材費を全額支給しております学習教材支援、そしてこれは本町独特でありますけども、友好交流町である北海道滝上町との児童交流事業、同じく中学生では国際交流事業として、中学3年生が現在では国内の施設で英語力向上を目的とした英語研修を実施しております。そして、高校生に上がりますと通学支援事業といたしまして、新年度から拡充をいたしますけども、通学支援を保護者に補助金を支給しております。それから奨学金は貸与制度も他市町村のようにありますけども、本町では給付型の奨学金を交付しております。これも新年度から拡充をするようにしております。次にこども園のほうでございますけども、再開しております旧幼稚園での子育て支援センターを開設しまして、就学前のお子さんと保護者同士の交流、育児相談ができる場所を提供しております。それから本年度より給食副食費の無償化を現在やっております。

続いて住民課関係でありますけども、乳幼児医療費助成としましてゼロ歳児から高校生まで自己負担を無料としております。そういったところが主だったところでありますけども、また詳細につきましては、必要であれば担当課長のほうから答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

議長（小田 範 博 君）山橋議員。

10番（山 橋 正 男 君）町長から保健福祉課、教育委員会、こども園、住民課等の子育て支援策についての答弁がありましたけど、それ以外にもあると思いますけど、各課の関係の課長また教育委員会の次長になりますか、町長が今言われた以外のこういうものがあるということを答弁いただければ幸いだと思いますけど、どうでしょうかね。ただ、もしなかった場合は、ありますか。

議長（小 田 範 博 君）大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）おはようございます。山橋議員に御答弁申し上げます。先ほど町長が答弁した以外の子育て支援策ですが、教育委員会としては放課後児童クラブ、学童保育と言われるもので、放課後や夏休み等の長期休みなどに保護者の代わりに小学生を預かる事業です。それから奨学金の給付制度、町長が言いましたが貸与制度も越知は独自のものがあります。それからスクールバス運行事業として、遠距離通学用にスクールバスやタクシーを運用しております。あと給食費支援としまして、高校生までに相当する子どもを3人以上養育する家庭で、越知小中学校に在学する3人目以降の給食費を支援しております。また、小中学校の給食費を1食30円公費負担しております。あと入学祝い金として、小学校新入学児童を対象に1万円支給をしております。以上です。

議長（小 田 範 博 君）田村こども園長。

こども園長（田村 香 君）山橋議員に御答弁申し上げます。こども園では、町長のおっしゃられた事業以外に越知町多子世帯保育料軽減事業、幼稚園型預かり保育13時から16時無償、園庭開放日を月1回設けています。子育て相談については随時受け付けをしております。以上でございます。

議長（小 田 範 博 君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）おはようございます。保健福祉課主管の現在やっておる事業につきましては、子育て世代包括支援センター、また子ども家庭総合支援拠点などの児童等に関する支援をしているセンター事業のほうをやっております。また産婦健診などの事業です。あとは乳幼児全戸の訪問事業、それから子育て短期支援事業といいまして、保護者のほうが疾病や疲労などの身体的、精神上とかそういった理由になってちょっと養育が困難になった場合の子どもを預かる事業など、そういったことも行っております。また妊産婦などの健診、また乳幼児健診、そういったところ、それから予防接種などの事業を執り行っております。以上でございます。

議長（小 田 範 博 君）小松住民課長。

住民課長（小松 大幸 君）住民課では、ひとり親家庭医療として18歳までの児童、それとその保護者の医療費の助成を行っております。財源としましては高知県の2分の1の補助がございます。以上です。

議長（小 田 範 博 君）山橋議員。

10番（山 橋 正 男 君）子育て支援についてはもう相当なる補助等をいただいておりますので、補助と言いますか取り組んでいるようでございます。今

町長からお話がありましたおもちゃ図書館等とか産後ケアとか障害児の医療助成等々もたくさんあり過ぎて、数え切れないほどあるわけですが、今後もこの件については取り組んでいただきたいと思います。

それでは2番目の、当初予算で新規の子育て支援対策はあるか、あれば内容の説明をとというので、昨日の合同審査会の中でも答弁されたのがあったかも分かりませんが、重複するかも分かりませんが、本議会での御答弁をお願いいたします。

議長（小田 範 博 君）大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）山橋議員に御答弁申し上げます。新規ではありませんが、拡充の子育て支援策があります。まず片岡給付型奨学金ですが、現在は県外大学年12万円、県内大学年10万円ですが、来年度から県外大学年38万円、県内大学年26万円と大幅に増額します。また、新たに入学支度金をつくりまして、1年目に四国外の大学だと20万円、四国内の大学だと10万円を支給します。次に、高校生通学支援補助金ですが、現在は高等学校に通学する生徒につき月額2千円を支給していましたが、来年度から佐川町までの通学費用一律月額2千円、そして1カ月当たりの通学定期乗車券の2分の1で上限5千円、あと寮や下宿、アパート等の月額費用の2分の1で上限7千円を支給するようにしています。最後に給食費支援ですが、現在は高校生までに相当する子どもを3人以上養育する家庭で、越知小中学校に在学する3人目以降の給食費を無償化していますが、高校生までを22歳までに変更し、22歳までに相当する子どもを3人以上養育する家庭で、越知小中学校に在学する3人目以降の給食費を無償化にします。以上です。

議長（小田 範 博 君）田村こども園長。

こども園長（田村 香 君）山橋議員に御答弁申し上げます。新規事業ではありませんが、こども園で7年度4月から再開予定の一般型一時預かり事業の予算を計上させていただいております。平成31年度から休止させていただいていた事業ですが、概要の説明をさせていただきます。この事業は、保育所等に入園せず児童を家庭保育している保護者が疾病や災害等により一時的に家庭保育が困難になったときや、育児疲れによる保護者の心理的身体的負担を軽減するために、有償で一時的に認定こども園おちの子でお預かりする事業となります。主に入園前の利用や里帰り出産でのきょうだい児の利用が見込まれます。以上です。

議長（小田 範 博 君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）山橋議員にお答えします。保健福祉課所管の新規の子育て支援策については、妊婦のための支援給付金を予算計上しており

ます。令和4年度から始まった、先ほど町長からも答弁がありましたが、妊娠・出産・子育て支援交付金事業の出産・子育て応援給付金、妊娠の届出時に5万円、出生の届出時に出生した児童数掛ける5万円を給付している事業になりますが、そちらのほうは国の予算事業実施要綱等に基づいて給付しておる給付金でしたが、今回子ども子育て支援法の改正により、令和7年度から妊婦のための支援給付が制度化されます。主な内容の変更点につきましては、給付額につきましては5万円と変わりませんが、算定基礎が妊娠の届出をした妊婦及び出生した児童数から、妊娠している者及び妊娠している子どもの数となりまして、これまで給付対象外であった流産や死産等された方も給付の対象となります。また、これまでと同様に伴走型相談支援を併せて行い、妊娠期から産後の育児期まで面談や相談などを随時行うこととしております。以上でございます。

議長（小田 範 博 君）井上総務課長。

総務課長（井上 昌治 君）おはようございます。私、総務課のほうから当初予算にはございませんが、本町独自の子育て支援策としまして、職員向けの子育て支援時間の新設について説明させていただきます。本議会に上程をしております議案第12号の育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、町長の提案説明の中で、町独自の子育て支援策として現在小学校就学前までの子を養育する職員に認められている育児部分休業を小学4年生までに対象を拡大する、子育て支援時間を新設すると説明をさせていただきました。

現在法律で職員に認められている育児部分休業は、給与の減額はありますが、正規の勤務時間の始めか終わりに30分単位で1日につき2時間以内で取得が認められており、対象は小学校就学前の子を養育する職員となっております。現在この制度を利用して朝夕の送り迎え等を行っている職員もおります。今回この対象となる範囲を小学4年生までに拡大し、小学生の子どもを持つ職員の子育てに充てる時間の充実を図り、働きながら子育てができる職場環境の充実をさらに推進するものです。この施策については、全国では大きな自治体などで既に実施をしており、広がりを見せておるものではございますが、県内自治体では初めての試みとなります。地方自治体が率先して職場における子育て世帯支援策の拡充に取り組むことで、町内企業にも波及し、子育て支援に積極的に取り組んでもらえることで、ひいては町内全体の子育て支援の拡充と住みやすさや働きやすさの向上、少子化対策につながることを期待しております。以上でございます。

議長（小田 範 博 君）山橋議員。

10番（山橋正男君）ただいま答弁いただきまして、もうあまりにもたくさんの支援策があり、これをまとめて今どういう支援策があるかということとを住民から問いただされていますので、これをまとめて何人かの方に自分が説明をさせていただきます。今総務課長が言われました県内の初、役場関係の子育て世代、こういう関係もやってくれているということで、やっぱりどこかの県内の市町村が取り組まなければならないのを率先してやるということ、私はすばらしい町だなという感じはします。全国自治体1700自治体にも負けないような越知町でございますので、今後ともというので、3番目の子育て世帯の定住支援は当初予算に計上されているか、あれば支援策の内容を聞くという質問でございますが、よろしく願いいたします。

議長（小田範博君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）山橋正男議員に御答弁いたします。子育て世帯の定住支援は、令和7年度当初予算に計上させていただいています。事項別明細書では一般事40ページです。1つ目は、子育て世帯や若者夫婦世帯が新しい住宅を建築する際に奨励金100万円を支給、その土地を購入する際、中古住宅を除却する必要がある場合は75万円を支給します。また、応援金として固定資産税の課税相当額を1年当たり7万円として3年分の21万円を一括支給します。合計196万円となります。2つ目は、同じく子育て世帯や若者夫婦世帯が住宅リフォームをする際、100万円以上の工事である場合、奨励金50万円を支給します。事業の実施期間としては、2つとも令和7年度から令和9年度の3年間とし、令和7年度の目標件数として新築住宅用7件、住宅リフォーム用10件を予算計上しています。以上でございます。

議長（小田範博君）大原教育次長。

教育次長（大原範朗君）山橋議員に御答弁申し上げます。子育て世代に限ったわけではありませんが、若年層の定住支援策があります。来年度から奨学金等返還支援事業補助金を始めます。内容については、奨学金等の貸与を受けて大学等に就学した者が、卒業後に越知町に居住しかつ就業した場合において、その者が借りた奨学金等の全部または一部について補助金を交付することにより、人材の確保と移住定住促進を図り、若年層の雇用の促進と産業の振興に寄与することを目的としています。主な対象奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金第1種・第2種、公益財団法人土佐育英協会の貸与型奨学金、越知町奨学資金、その他町長が認める奨学金等となっています。その他町長が認める奨学金で考えられるのは、佐川町や仁淀川町など他市町村が単独で行っている奨学金などです。

返還支援の主な要件としては、町内に住民登録をし居住している者、就業していること、奨学金等の貸与を受けて返還中もしくは返還を開始

する者、そして10年以上の定住意思がある者です。10年以上定住の意思がある者ということで、転勤等での一時的に町内に住民登録した者は除きます。補助金の額については、町内に住み、町外就業者の場合は上限年18万円、町内に住み、町内就業者の場合は上限年24万円としています。この制度は来年度から始めますが、現在越知町に住んでいる方も対象になるため、定住支援策となっています。以上です。

議長（小田 範 博 君）山橋議員。

10番（山 橋 正 男 君）定住支援策についてはもうたくさんのことがあり、これを大々的にインターネット等で発表すれば、越知町に来たいという移住者の方もおられると思いますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。最後に、この少子化対策についての最後の質問でございますが、皆さんも御存じのとおり、広報おち3月号を見たときに、最後のページでございますけど、お悔やみ、1月届出分、これ大々的に今回大きく名前が載っているんです。17名の方が亡くなられたと。実際は18名でございますけど、紙上に載っているのは17名の方でございますが、お悔やみを申し上げます。またその下に町民の動きとして、出生がゼロというような状態で、これを見た町民の方がみんなびっくりされて、一体どうなっちゃうかというので、子どもに対しての支援策が越知町にどういうものがあるかということを知りたいので、私は質問をしたわけでございますけど。12月定例会でございます。質問の中、また答弁の中で令和6年度11月末まで3人の出生数ということで、またこれも議員のみんながびっくりしたわけでございます。令和6年度ももう最終の段階に入ったところでございますが、令和6年度現在の出生数は何人か御答弁をお願いします。

議長（小田 範 博 君）小松住民課長。

住民課長（小松 大幸 君）山橋議員に御答弁申し上げます。昨日までの届出で、令和6年度出生者数は3名です。以上です。

議長（小田 範 博 君）山橋議員。

10番（山 橋 正 男 君）それでは、2番目のスノーピークおち仁淀川キャンプフィールド・かわの駅おちについての質問に入りたいと思います。初めに利用料金半額のおち割について聞く質問でございますが、利用対象は越知町民だけか御答弁をお願いします。

議長（小田 範 博 君）國貞企画課長。

企画課長（國 貞 満 君）山橋正男議員に御答弁いたします。おち割利用対象者は越知町民、それから町内企業勤務者、友好交流町である滝上町の皆さん、包括連携協定事業所8社の社員、そして企業版ふるさと納税を100万円以上していただいた企業、現在3社ですが、その社員となります。

以上でございます。

議長（小田 範 博 君）山橋議員。

10番（山 橋 正 男 君）答弁をいただきまして、企業内勤務の方、包括連携協定事業所8社、そして友好交流自治体の滝上町、それから100万円以上の寄附金の方ということでございますけれど、ときどき私聞かれるんです。年齢制限です、これはどうなっていますか、あるのかなのか御答弁をお願いします。

議長（小田 範 博 君）國貞企画課長。

企画課長（國 貞 満 君）山橋議員に御答弁いたします。小学生以下のお客さんは追加料金が1名いくらというふうに決まっていますので、その設定された小学生子ども料金の半額をおち割でカバーします。以上でございます。（「年齢制限は」の声あり）年齢制限はないです。

議長（小田 範 博 君）山橋議員。

10番（山 橋 正 男 君）年齢制限がないということでございますけど、私高校生の子どもたち、クラブ活動をやっている方に聞かれるのは、越知町民の方のクラブ活動で町外の方もおると。キャンプをしたいけど外はというので、スノーピークの住箱やまたキャンプサイトを使いたいということでございますが、団体のほうはどうなんでしょうかね。高校生に言われるんです。半額で、町民の方がおって4人か5人ぐらい一緒に連れてきて、それを一緒にしたいと。クラブ活動の延長みたいなもんです、キャンプですから。それなんかはおち割はオーケーなんでしょうか。大丈夫でしょうか。

議長（小田 範 博 君）國貞企画課長。

企画課長（國 貞 満 君）山橋議員に御答弁いたします。要件に該当していれば、団体で使っていただくことも可能です。以上でございます。

議長（小田 範 博 君）山橋議員。

10番（山 橋 正 男 君）2番目の、予約は現地で予約か、利用申し込みに必要なものということでございますけど、課長、予約はもうそのまま現地まで行かないかんわけですか。電話では駄目なんですか。御答弁をお願いします。

議長（小田 範 博 君）國貞企画課長。

企画課長（國 貞 満 君）山橋議員に御答弁いたします。おち割の予約は仁淀川キャンプフィールドまたはかわの駅へ電話で予約をお願いしています。

もちろん現地へ予約に行っていたいただいても構いません。また、空きがあれば当日現地で利用することも可能ですが、予約を入れていただくほうが確実です。申し込みに必要なものは身分証明書や運転免許証です。それらで所属や住所を確認させていただき、受付用紙にも記入していただきます。以上でございます。

議長（小田 範博 君）山橋議員。

10番（山橋 正男 君）質問3でございますが、サービス内容はキャンプサイト宿泊、そして日帰り、住箱全てでございますか。そしておち割の利用者は今まで何組ぐらい、おち割が出てから何人ぐらいやったか御答弁をお願いします。

議長（小田 範博 君）國貞企画課長。

企画課長（國貞 満 君）山橋議員に御答弁いたします。利用者数は取り組みを開始した令和5年度が仁淀川キャンプフィールド55人、かわの駅が29人で、合計84人です。令和6年度は2月末現在で仁淀川キャンプフィールド20人、かわの駅15人で、合計35人です。申し訳ありません、利用組数は把握できていません。以上でございます。

議長（小田 範博 君）山橋議員。

10番（山橋 正男 君）それでは、スノーピーク関係の最後の質問でございます。指定管理料還元について、スノーピーク社の自主事業を除く収入が黒字となった場合、3割を上限として町に還元する契約になっていると思います。令和1年から5年度までの還元金があれば、年度別に御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（小田 範博 君）國貞企画課長。

企画課長（國貞 満 君）山橋議員に御答弁いたします。すみません、先ほどの質問の中でサービス内容を聞かれていましたが、お答えしていませんでした。サービス内容は議員の御質問のとおりの内容です。指定管理料につきましては、スノーピークからの還元金は令和元年度に118万1111円ありましたが、令和2年から新型コロナの流行などもあり、令和5年度まで還元金が出ていません。以上でございます。

議長（小田 範博 君）山橋議員。

10番（山橋 正男 君）最後の質問でございます。佐川高校の質問でございますが、佐川高校存続を考える議員連盟というのがございます。存続についての勉強会などを行っているようでございます。議員側の議員連盟は相当なる活動をしているようとの話は聞いておりますが、行政側の町長、

教育長は存続についてどのような活動等運動をしているのか、町民から聞かれるわけですが、存続の活動、運動等についての質問でございますので、御答弁を願います。

その前にですが、先日佐川高校存続を考える議員連盟議員の小田壮一議員に話を聞きました。小田議員の話によりますと、越知町以外に佐川町、仁淀川町、日高村の議員も参加をしているようでございます。代表が小田壮一議員、事務局長が武智龍議員、幹事が上岡千世子議員との話を聞きました。活動内容は昨年１１月に佐川高校地域マネジメント部との意見交換会、今年の２月に県との勉強会後、意見書を県に手渡したようでございます。大変このように議員連盟が佐川高校存続のために活動しているようでございますが、質問に入る前に、議長、議事進行の発言の許可をいただきたいが、お許しを願いたいと思います。

議長（小田範博君）許可します。

議長（小田範博君）議長にお聞きします。佐川高校存続を考える議員連盟は、高知県町村議会議長会または高幡町村議会議長会が後援している議員連盟か、もしくは議長会の関係ある議員連盟か、答弁を願います。

議長（小田範博君）いずれも関係はしておりません。

山橋議員。

１０番（山橋正男君）それでは質問に入ります。町長、教育長にお聞きいたしますが、佐川高校存続を考える議員連盟の行動、活動等を知っているか御答弁を願います。

議長（小田範博君）織田教育長。

教育長（織田誠君）おはようございます、山橋議員にお答えします。このような議員連盟があることは聞いておりますし、知っております。以上でございます。

議長（小田範博君）小田町長。

町長（小田保行君）山橋議員に御答弁申し上げます。私も存じ上げております。以上です。

議長（小田範博君）山橋議員。

１０番（山橋正男君）この２月に県との勉強会をしたようでございます。その中で意見書というものを手渡したというので、実を申し上げますと、

先日小田壮一代表から意見書を出したものを頂いたわけでございます。県立高等学校振興再編計画（案）、前期実施計画（案）の意見公募手続（パブリックコメント）についてというものの意見書を手渡したようでございます。御意見等についてはなかなか長い10問ぐらいがございますが、このような活動をしているということでございます。町長、教育長にはお聞きしますが、住民に行政側の活動がちょっと分からないというお話を聞くわけでございます。ただ、町長も教育長もこの問題についてなかなかいろんなところで発表とか連絡するということがございますので、存続についてどのような活動等をしているか、この本会議場で御答弁を願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（「小休をお願いします」の声あり）

議長（小田範博君）小休します。

休憩 午前9時48分

再開 午前9時48分

議長（小田範博君）再開します。大原教育次長。

教育次長（大原範朗君）山橋議員に御答弁申し上げます。佐川高校の存続について町長、教育長の活動については、まず12月議会で小田議員の質問に教育長が答弁しましたが、昨年10月29日に県立高等学校の在り方に関する意見交換が越知町であり、町長と教育長が県教育委員会や佐川高校校長と意見交換をしております。県教委高等学校振興課からは、県立高等学校再編振興計画の次期計画策定に向けての説明があり、佐川高校校長からは佐川高校の現状と課題の報告がありました。その中で、今後佐川高校のアクションプランの作成と実行のために、高校、行政、産業界等が高校の現状課題を共有し、佐川高校の魅力化等に向けた目標設定や計画を策定し、取り組みを進める佐川高等学校コンソーシアム会議の話があり、現在その立ち上げに向かって佐川高等学校コンソーシアム会議立ち上げ準備会を行っています。この準備会には越知町、佐川町、仁淀川町、日高村、日高村・佐川町学校協同組合教育委員会と、佐川高校から各1から2名の委員が参加しており、越知町からは私と企画課の補佐が出席してまして、1月16日に第1回、2月10日に第2回の準備会を行っております。

※2-13に訂正あり

この準備会の中で、現状及び課題の共有やコンソーシアム会議で何をを目指すのか、そして地域コンソーシアム会議のメンバーの提案などを話し合っています。この地域コンソーシアム会議のメンバーは4月に行う第3回目の準備会で決める予定ですが、現在の案では町長や教育長や関係課長、あと地域の方と学校長、そして県教育委員会などが入るようになっていきます。このコンソーシアム会議が進みますと、佐川高校の魅力化や目指す学校像、育てたい生徒像の共有などを行い、理想の状態と現状のギャップを埋めるためのアクションプランの策定と承認を行っていきます。今後は町長、教育長がこのコンソーシアム会議を中心に佐川高校の存続について話していきます。以上です。

すいません、1つ訂正させていただきます。先ほど市町村名の後に日高村・佐川町学校協同組合教育委員会と話しましたが、「協同」が不要なく、「日高村・佐川町学校組合教育委員会」と訂正させていただきます。

議長（小田 範博 君）山橋議員。

10番（山 橋 正 男 君）行政側の活動等も分かりました。住民として越知町民として、佐川高校の存続は誰もが考えている状態でございます。ただ、これはもう現実的な話でございますけど、高知県教育委員会は2024年度に県立高校の在り方の指針となる県立高校振興再編計画をまとめたようでございます。再編計画は佐川高校のような中山間地域の小規模校、13校でございますが、その1学年の最低規模を20人以上、2学級を維持する41人以上を掲げる。実現できない場合は将来的に統合や分校化になるとのようでございます。中山間地の中学生は、多くが高知市内や県外の高校に進学し、地元高校への進学率は2割しかないとの報道もございます。国政では自民・公明両党と日本維新の会が合意した高校無償化の影響も考えられるわけでございます。合意では、私立に通う世帯は26年度から所得制限を撤廃し、45万円程度を上限に就学支援金を引き上げるようでございます。2023年度は県内の中学生のうち6割が県立高に進み、ほかは主に私立を選んだとのことでございます。また無償化で私立への進学が増える可能性もございます。大変厳しい状態でございますけど、準地元である越知町でも町民の声を聞きますと存続をぜひということでございます。ぜひ行政側に頑張っていただいて存続を進めるようによろしく願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

議長（小田 範博 君）以上で、山橋正男議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより10時10分まで休憩したいと思います。御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めま

※2-12の訂正発言あり

す。１０時１０分まで休憩します。

休 憩 午前 ９時５５分

再 開 午前１０時１０分

議 長（小 田 範 博 君）再開します。続いて、２番、上岡千世子議員の一般質問を許します。なお、本人からの申し出のパネルの使用を認めます。２番、上岡千世子議員。

２ 番（上岡 千世子 君）皆さん、おはようございます。ただいま議長より許可がありました上岡です。これより、通告に従いまして一般質問を始めます。

では最初に、総合振興計画です。総合振興計画とは地方自治体が将来のまちづくりや行政運営の方針を定めた計画です。自治体の全ての基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられており、住民全体で共有する自治体の将来の目標や施策を示し、全ての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針となるものです。

その総合振興計画の策定のために、現在では自治体の多くが住民アンケートを取り、住民参加の下に１０年先を見据えたまちづくりを考えて実行しています。その住民アンケートについて、近隣市町村で調べたことも合わせて考え、質問にしたいと思っております。

須崎市、いの町、佐川町、日高村、仁淀川町、越知町の６か所の自治体を調べました。仁淀川町では、平成２７年に住民アンケートを取ったところ、回収率が低くあまり参考にはならなかった。今回、住民の要望などを入れたパブリックコメントなどを入れ、アンケートを取りたいと思っているとのことでした。日高村では、総合振興計画についてのアンケートは、取っていないとのことでした。須崎市、いの町、佐川町、越知町では、住民アンケートを取り、次の総合振興計画に生かしているという話でした。須崎市では、住民アンケートそのものなかったのですが、次の１０年間の計画にアンケート結果を生かした図、表などとともに、振興計画の冊子を作っていました。須崎市の配布数２千、有効回収数６１８、回答率は３０．９％でした。

次に、アンケートの内容ですが、佐川町のまちづくり推進課の話では、住民の暮らしに関するいろいろな視点からのアンケートを取り、策定

に生かしているという話でした。例えば、佐川町の歴史的有名人や地域の祭り、町が今までに造った施設、お寺や公園、自然など具体的に示されていて、その項目は58あり、佐川町で自慢できるものにその中から幾つでも丸をしてくださいというように分かりやすい内容になっていました。また、生活環境で満足していることを5つ選んでくださいという欄では24項目あり、例えばごみの処理対策、通学通勤の便利さ、消防などの防災対策・防火対策、子育ての環境などが入っており、同じ24項目でも不満なことを5つ選ぶようになっていました。生活環境については21項目の具体的な文言があり、あなたの考えに当てはまるものをそれぞれの項目から1つだけ選んでくださいというように、選ぶ住民にとっては分かりやすいアンケートの内容となっていました。最後には、今後10年間で役場はどのような分野に力を入れるべきかを書く欄と、どのような町を目指すかよいかなど、住民の思いや要望を書くようになっていました。アンケートの全体の項目は21項目からなっていました。集計の結果などを知りたかったんですけども、ちょうどそのとき佐川町の方々、スタッフの人たちがものすごく忙しそうにしていたので、そこまで話を聞くことはできませんでした。

いの町でもアンケートを取っているというので、電話で聞いてみました。アンケートの内容は、なるべく具体的で分かりやすい言葉や文言を入れたものになっていて、ちょっと佐川町のことでこんなことをアンケートに取っていましたがと言いましたら、大体私たちの町でもそういうふうになっておるといような内容であることが分かりました。回収した後は、アンケート結果をそれぞれの分野に振り分けて、結果を図や表に表すというようにしており、今後の総合振興計画に生かすようにしているという話でした。住民にとって分かりやすいかどうかは分からないが、対象者数は2千人、回収率は30%程度、回収者数は637人だったという話でした。本町の住民アンケート調査では、町内在住の18歳以上の男女で対象者数は1千人、抽出方法は住民基本台帳から無作為に選び、調査員が直接訪問してヒアリングを行い、丁寧なアンケートを取っていたという話でした。本町の調査では、回収数が651人、回収率が65.1%と高くなっておりました。

次に、本町のアンケートの内容ですが、各項目とも満足度で選ぶようにしていて、1. 満足、2. やや満足、3. やや不満、4. 不満となっており、その中の1つを選ぶようになっていました。内容を例に取ってみると、全体にわたって例えば産業の振興、保健・福祉の充実、環境保全と持続可能な地域づくりなどのような専門的な項目で、内容は少し分かりにくかったのではないかと、そのように思いました。環境保全と持続可能な地域づくりのところなどでは、私、丸をしていったんですけども、大体どこら辺に丸をするのかと決めることも、なかなか困難なような気がしました。本町でも、まち・ひと・しごと創生総合戦略において策定した結果、毎年よくなるようにと思いながらみんなで頑張っている

ところです。

しかし、観光産業などは一定の成果も上がっているようですが、町の活性化までにはなかなかいかない、人口流失による衰退が危ぶまれているところです。住民の方からは、もう諦めちゃうとか、これからますます大変になるとか、否定的な話が多いですが、分かりやすいアンケートを取ることによって、自分たちも町政に参加しているのだ、そのような知識の向上を私は期待しているところです。前は、こういうところがこうなってほしいというようなことを、私は議員になって、3年半になりますが、そのときはいろいろなことを言われていましたが、今は何か声が低いなというような感じがしています。分かりやすいアンケートを取るによって、自分たちも町政に参加しているのだというような意識の向上を本当に期待しているところです。自治体は住民が元気でないと活力は生まれてこないのではないか、そのように考えます。本町での総合振興計画における住民アンケートの内容は、専門的で分かりにくいと思いました。住民との対話ともなるアンケートは、重要であると考えます。あと、今年を含めて7年の歳月を待たず、分かりやすい項目となるような改善策を考え、アンケートを取ってみるのはいかがでしょうか。

議長（小田範博君）國貞企画課長。

企画課長（國貞満君）上岡議員に御答弁いたします。住民アンケートは、毎回次期の越知町総合振興計画の策定前に実施しています。議員が見られた住民アンケートは、第6次越知町総合振興計画の策定前に実施したものです。当時、検討の末に実施したのですが、確かに分かりにくい部分があったと思います。改善したほうがよいと感じる部分は、同じ調査票を無作為抽出で送付しているため、80代の方にも教育の分野のアンケート内容があり、もう直接子育てに関わっていない年代は、満足か不満足かと問われても回答しづらく、まあ普通というふうな回答が多くなるのではないかと思います。逆に、高齢者福祉に関心のない若者にアンケートが行くパターンも出てきます。また、質問に注釈が少なく、議員のおっしゃるとおり、専門的に感じる方もいらっしゃるかもしれませんので、このような反省を踏まえて、次回の住民アンケートを実施したいと考えます。なお、調査項目をあれこれ変更することは、前回調査との比較が困難となりますので、繰り返しになりますが、分かりやすく記入しやすい住民アンケートを心がけるようにします。特に、今まだ住民の意見を反映するところまで来ている計画がありませんので、住民アンケートの実施は予定していません。以上でございます。

議長（小田範博君）上岡議員。

※2-29に訂正あり

2 番（上岡 千世子 君）今、課長のおっしゃられたこと、私も同じようにアンケートの調査票を見たときに感じたことでした。確かにまた改善して次の調査に控えるということは分かります。でも、私はもうちょっと関連質問でさせていただきます。まち・ひと・しごと創生総合戦略では、観光産業が少しずつ成果は上がってきている、そのように思っております。かわの駅ができるときに特産品をたくさん作って、町に大きく貢献をしたいということで、かわの駅は今に至っているようです。しかし、町に落ちる収入は多いと、多くの住民が思っていないようです。そういったところでは、住民と町政の隔たりが生じる要因の一つになっているのではないかと、そのように思われます。住民との隔たりをなくすためにも、分かりやすいアンケートで住民が町政に参加することの意識も強まるのではないのでしょうか。今日のように、政治、経済が危うくなる前に、住民アンケートを取ったということもあって、アンケートの内容については町の実情を踏まえて、具体的な方法を考えてもう一度アンケートを取ってはどうかと思います。再度の、繰り返しになりますがいかがでしょうか。

議 長（小 田 範 博 君）小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）上岡議員に私のほうから御答弁申し上げます。観光しかというようなおっしゃり方であったようにも私は感じましたけれども、住民の皆さま方との溝、あるいは町政に対して理解が深まっていないということであれば、そこはアンケートという方法が、それがいいのかどうかということもあるかと思います。今回の上岡議員の一般質問も踏まえて、今後町民の皆さんの意見を反映するということに努めてまいりたいと思いますが、代表である町議会議員の皆さま方からはいろいろと一般質問等いただき、また、こちらも提案した議案について丁寧に説明をさせていただいて、その意味でも、議員の皆さまを通じて町民の皆さんもいろいろな情報を得ていると思いますし、議会だよりもそうでありますし、広報もそうであります。ですから、ある意味、やっぱり幅広く議員からお伝えいただければありがたいと思っております。以上でございます。

議 長（小 田 範 博 君）上岡議員。

2 番（上岡 千世子 君）今、町長のおっしゃられたように、アンケート一つ、私の場合は、アンケート一つも、一つの手がかりだと思っただけで、アンケート以外にもいろいろなやり方はあると言われました。やっぱり議員全体はいろいろな集落とかいろいろなところに行ってお話をしたり、懇談させていただいたりして、そのことについてはまたできることは議員が一緒に行ったりして、できることはやっております。

そういうことも大事であるかと思います。それで、やっぱり町政のほうも集落の人たちとの本当のざっくばらんな懇談の中で、どのようなことに不満を感じているのか、そこら辺もきちんと聞いていただくようなシステムを取っていただいて、アンケートという形にはならなくとも、そういうふうな形で、住民との交わりを深くしていく必要があるんじゃないかなと思います。なるべくと思いましたが、アンケートを取るに至っては、なかなかの準備も要ることだとは思いますが、アンケート一つに限らず、今後の検討としてアンケートを考えていただきたいと思います。私は、観光産業だけのことでなくて、全て一般的に考えた場合、どこの町村も似たような状況であることは分かっております。農政にしても、林業にしても、あるいは商工業、特に越知は商業、農業がかなり逼迫しており、地域に定住して移住してくる人も少ないんじゃないか、いろいろいっぱい来るけれども、定住ということにならない場合が少ないんじゃないかなと、それは地形的なこともあり、いろいろなこら辺が特に、越知町が特にですけれども、仁淀川流域で崩落地域が多いというようなこともありまして、大変地域的に不利なところでございますので、そんなことを……。

議長（小田 範博 君）上岡議員、それ、答弁が必要ですか。

2 番（上岡 千世子 君）もう答弁は必要ありませんけれども、ちょっと私が言い添えただけです。失礼しました。

議長（小田 範博 君）ここは質問の場でございます。

2 番（上岡 千世子 君）はい。その次にいきたいと思います。次に、2 番の教育問題に、そのアンケートに取るに当たりというのは、2 番にあるんですが、これを考えてくださるんでしたら、私、これも質問をさせていただきます。アンケートを取るに当たり、他町村では……。

議長（小田 範博 君）上岡議員、今、2 番目の質問をされよった途中で、自分の思いを伝えたんじゃないですか。

2 番（上岡 千世子 君）2 番目じゃ、1 番のアンケートのところで私は自分の思いを伝えて、町長の言うことも自分で鑑みて、次こうしたらいいというふうに言っただけのことで、別に質問ではなくて言わせていただきました。総合振興計画の2 番のアンケートの取るに当たりという質問を今させていただきますところですが。

議長（小田 範博 君）はい、許可します。

2 番（上岡 千世子 君）アンケートを取るに当たって、他町村では送付されない人にも、集落活動センターなどにアンケート用紙を置き、書いてもらうなどの工夫も見られました。本町でも、住民に寄り添った工夫を何かしてもよいと思いますがどうか。

議長（小田 範博 君） 國貞企画課長。

企画課長（國 貞 満 君） 上岡議員に御答弁いたします。今後、住民アンケートを実施する際には、議員の御意見のように、あったかふれあいセンターなどにアンケート用紙を置かせてもらうなど、興味がある方に記入していただくことも検討したいと思います。以上でございます。

議長（小田 範博 君） 上岡議員。

- 2 番（上岡 千世子 君） 次に、教育問題に移りたいと思います。資料はクレスコ（全国教職員組合教育雑誌）、高知新聞、テレビ報道など抜粋、参考にしています。デジタル教育については賛否両論あると思いますが、デジタル教育を一斉に取り込んだことによって、一番問題になってくるのは、小中学生に一斉に1人1台タブレットが導入されたため学校現場が混乱をしてきたことと、教員の一人一人がデジタル機器についてよく考えることも知ることもなく、教育機器を使うことが前提としてあるということです。1月の高知新聞の投稿欄で、デジタル教育の弊害についての記事が掲載されていました。また、テレビのニュースなどでは、小中学生の視力の衰えが増加しているとのことが報じられていました。1人1台タブレットの導入に続いて、デジタル教科書を使って教育をしている自治体もあります。福岡県のある自治体では、デジタル教科書が導入され、それを実際に使ってみた小学校の教諭は、便利でよく活用できる機能として幾つか紹介をしております。例えば国語では、教材文の音読を流したり、漢字の書き順を確かめたり、話し合いの動画を見たりできる。2、算数科では、問題の解き方や計算の仕方の解説動画が見える。3、音楽では、楽器を重奏する場合、パートごとの音を確認できる。外国語では、リズムに乗せて単語や文章を繰り返す学習方法を取り、発音の確かめができるなどを報告しています。しかし、一方では教員の多忙化を減少させるためとか、児童生徒が自分で学習の仕方を選べるなどの効果があるとして導入されてきたデジタルドリルは、児童・生徒が自分で学習の仕方を選択し、学習形態を選べるということで、一々担当教員が生徒や児童のほうに行ってサポートをすることなく、全てドリルでの自主的な学習になると言っています。このことについては、昨年度中学校でのすららドリルの学習を参観させていただいたときの感想と一致しております。デジタル教科書も同じで、教具を用意しなくとも、やろうと思えばデジタル教科書と大型テレビがあれば授業は進められると言います。さらに、今年度からは学習の進め方をデジタル教科書で見ることができ、児童生徒が自分で学習を進められるということが報告をされています。そうなってくると、今まで培ってきた教員の仕事はどうなっていくのでしょうか。教員は、地域の児童や生徒に合ったよりよい授業づくりをするために、教具や教材づくりなどをしてきました。そうすることで、児童生徒と分かる楽しさを共有することもできてきました。しかし、教育機器によって、教員の本来の仕事がだんだんとできなくなって

しまうように思われます。児童・生徒間での話し合いや、教員と子どもたちとのコミュニケーションも少なくなっていくのではないかと危惧するところもあります。本町でのタブレットを使った教育について、保護者の声を集めてみましたので、今ここに提示します。ちょっと見えにくいかもしれませんが、タブレットを使った教育について、1つ目、タブレットの持ち帰りは重くて低学年の子どもはかわいそうだ。タブレットよりまず基礎学力が必要ではないか。基礎学力がついてからタブレットを使用しては。タブレットの導入で、タイピングなどの機器の扱いが上達してきた。書く学習が少ないように感じる。字を覚えているかどうか怪しい。高学年でも自分の名前を漢字で書こうとしない。家でタブレットを使っているときの子どもは夢中になっていて、人が呼んでも返事をしないことがあり、少し不安でもある。基礎的な計算問題が弱い気がする。前には漢字を覚えてたての子どもはうれしそうに自分の名前を漢字で書いたりする姿を見ていたが、現在では見受けなくなったというような声がありました。近い将来、デジタル教科書を導入するというようになったとき、保護者への説明及び話し合いなどをする予定はあるのでしょうか。

議長（小田 範博 君） 織田教育長。

教育長（織田 誠 君） 上岡議員にお答えします。デジタル教科書の導入につきましては、今年の2月14日に中央教育審議会の作業部会が、デジタル教科書を紙の教科書と同じように正式な教科書に位置づけることが適当だとする中間案をまとめました。その中には、紙だけやデジタルだけに加えて、紙とデジタルの組み合わせた形式も認めるべきだとし、各教育委員会が使用する教科書を選ぶとする方向性が示されました。その中央審議会の作業部会の委員からは、子どもの発達段階に応じた使い方を考える必要があるとか、教員によって活用に大きな差があるため研修等の仕組みづくりが重要だといった意見が出されております。今後、教員の指導力向上策や検定の方法、対象範囲等を議論して、今年の秋頃をめどに具体的な方針を示すことにしており、新しい学習指導要領が実施される2030年度、令和12年度頃から新しい教科書の運用を始めたいとしております。現状、このような案の段階であり、動向は注視していきます。文部科学省の最終決定により、必要なら保護者の意見等も参考にする場合はあると考えます。紙かデジタルかといった対立に陥ることなく、どちらのよさも考慮し、教員の質の向上のために学校や児童生徒の実態等に応じて適切に取り入れ、生かしていくという考え方が大切と考えております。以上でございます。

議長（小田 範博 君） 上岡議員。

2 番（上岡 千世子 君） 今、教育長のほうからはっきりと、これから2030年ぐらいにはそういう教科書も取り入れるであろう。その前には、やっ

ぱりいろいろな部会を開いたりして、紙とデジタルとの組合せとか、使用する教科書を選ぶだとか、発達段階を踏まえてやっていくだとか、いろいろな施策を講じて、そういう教育をやっていくことにする。文部省がこれをやると言ったらやるようになるわけですので、その親との話し合いが必要であるとするなら、それをやっていただくということですので、もうすぐに私、使うようになるんじゃないかなと思っていたんですけれども、まだ時間を取って、やっぱりいろいろなことを考えてやっていく必要があるということですので、一旦ここでそう思いました。そう答え等をいただいたということにしております。

2 番のほうにいつて構いませんか。

議 長（小 田 範 博 君）どうぞ。

2 番（上岡 千世子 君）タブレットを使うことによる視力の低下や基礎学力については、学校独自の調査をしたことはあるのでしょうか。お伺いします。

議 長（小 田 範 博 君）織田教育長。

教育長（織 田 誠 君）上岡議員にお答えします。視力につきましては、身体測定の中で小学校は毎年4月と10月に、中学校は毎年4月に視力検査は実施しております。基礎学力につきましては、小学校は学力調査や単元テスト等で、中学校は実力テスト、期末テスト、学力調査や単元テスト等で確認しております。タブレットとの関連ということですが、学校生活の中でタブレットは文房具、道具の一つとして生活の中に溶け込んでおり、学年や教科、そして児童生徒個人の学び方により使用頻度に違いがあり、タブレットを使うことのみの調査は難しいと思っております。以上でございます。

議 長（小 田 範 博 君）上岡議員。

2 番（上岡 千世子 君）確かに今はそうであるかも分かりませんが、ちょっとテレビで放送されていたもので、視力の低下については。それで私もその視力の低下、タブレットを使っているということもあって、どんなになっているかと思っていたら、ぱっとCMが入ってしまって、あとはなくなったという感じになったので分からないんですけれども。タブレットは確かに道具の一つでもあります。けれども、もしそれが視力の低下に影響を与えているのであれば、やはりこれがタブレットとの関連でどういうふうになっているかは、調査をしたらいいんではないかと思うんですが。タブレットを使う前の、何年か前になると思いますけれども子どもさんたちの視力と、今の子どもさんとの視力などの比較なん

かもできるんじゃないかなと思うんですけども、できる形での、視力のほうは特にですけども、やっていただきたいと思います。分かるような形で。どうでしょうか。

議長（小田 範博 君） 織田教育長。

教育長（織田 誠 君） 上岡議員にお答えします。3年間の視力検査についてです。まず、視力、裸眼視力1.0未満の割合で、令和4年度が、越知小学校が32%、全国が36.9%、令和5年度、小学校38%、全国37.9%、令和6年度、小学校18.9%、全国36.8%と、小学校の場合はほぼ全国並みで、令和6年度は18.9%とかなり減少しております。中学校ですが、令和4年度、63%、全国61.2%、令和5年度、58.9%、全国60.9%、令和6年度、62.9%、全国60.6%です。視力につきましては、タブレットが全く影響はないということは、それはないと思います。ただ、児童・生徒に紙であるかデジタルであるかは問わず、長時間継続して近距離を注視することは避けるようには意識させておりますし、それから、家庭でのゲーム、スマホ、テレビ等は状況もあると思いますので、一概にタブレットを使ったというような調査だけをやるということは、非常に困難と考えております。以上でございます。

議長（小田 範博 君） 上岡議員。

2 番（上岡 千世子 君） 今、教育長より回答というか、令和4年、5年、6年ですか、その内容は分かりましたが、それほど落ち込んでいるようには思えないということで、令和6年の小学生はかなり減少しているというのが、これはすごいと思ったんですけども、やっぱり使い方をきちんとしていただいたらとを思います。

その次にいいのでしょうか。

議長（小田 範博 君） はい。

2 番（上岡 千世子 君） この前の12月の質問だったんですけども、不登校の子どもたちが中学校のほうはかなり多くて9名ということで、これはどういった要因があるのかという質問に対して、教育委員会のほうは、一つの要因ではあるかと思うということで、小学校から中学校への移行、学習の移行がスムーズにできていないこともあって、なかなか学力がついていけないというようなことでの不登校もあるように感じると言われました。それでの質問ですけども、これから先に、中学校、小学校、小中一貫教育を進めるというお話でしたが、小学校から中学校への学習の移行がスムーズにできるような対策の検討はしておられるのでしょうか。

議長（小田 範博 君）織田教育長。

教育長（織 田 誠 君）上岡議員にお答えします。これから小中一貫教育を進めるということへの小から中への学習の移行ということですが、昨年の9月の定例議会で箭野議員からの一般質問において、小中一貫教育を見据えた越知の教育の方向性とその実現のための学校施設の整備について研究・検討を始めたいと答弁しております。大変大きな事業になるため、かなり時間がかかることを御理解願いますとも答弁しております。本格的な小中一貫教育の研究・検討は令和7年度からになります。その小学校から中学校への学習の移行についての教育課程を検討する中で、それはもちろん小中一貫を研究の中ではやっていきますし、現状、できる限り小学校から中学校等の情報共有はしておりますし、その中で、どうしてもなかなかついていけない子もそれはいるのは間違いありませんが、そこら辺も踏まえて、研究・検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（小田 範博 君）上岡議員。

2 番（上岡 千世子 君）小学校から中学校への移行ということで、当然小学校と中学校、全然教育の仕方が違いますので、そこは考えておられると。それから、現状の小学校と中学校も、現状を共有しておられるということですがけれども、また、そのときが来ましたら、私もまた同じ質問をするかもしれませんけれども、そういう形でなるべく小学校と中学校が一緒にせっきゃく小中一貫校としてやるんだったら、やっぱりそこら辺の学習状況、学習環境、それが変わるについてのスムーズな、子どもたちから生徒へのスムーズな移行ができるような感じに持って行ってほしいと思っております。

次は、訪問介護・ヘルパーの問題です。厚生労働省は、昨年末、全国の介護事業所の休止・廃止が急増していることを公表しました。民間調査会社の調査でも、訪問介護事業者の倒産件数は過去最高となり、深刻な実態が浮き彫りとなっています。1月10日の読売新聞では、このような深刻な実態となったのは、人手不足や物価高に加えて、24年度の介護報酬の改定で、サービスの公定価格が引き下げられた、そういうことが影響していると報じていました。赤旗日刊紙では、2024年6月末と2024年12月末を比較した事業所ゼロの町村、残り1事業所の市町村と総事業所数などを表にしていたので、ちょっとパネルを見ながらの説明をしたいと思います。すみません、御協力お願いします。2024年の6月と2024年の12月末で事業所ゼロは、2024年6月末で97町村ありました。2024年の12月末は107町村と10件の増加をしております。事業所が減ったのが、よけ減っているということです。残り1事業所は、6月末では227市町村、12月末では

272市町村で、45件の増加となっています。残り1事業所がどんどん増えていっているということです。総事業所数は、6月末が3万5078カ所、12月末では3万4499カ所となっていて、579件も減少、事業所の減少となっています。なかなか政府のほうも今のような状況で事業所を増やすこともなかなかできず、県のほうも、町のほうもどこも困っているという状況になっています。そんな中、新潟県村上市、人口5万4千人は、報酬引き下げによる減収分を昨年度4月の改定時に遡って独自に補助をすることを決めたそうです。その1として、支援金は引き下げ前の訪問介護基本報酬に昨年度改定で本体部分の引き上げ率とした0.1%を上乗せした額と、引き下げ後の実質報酬額との差額を市内の訪問介護事業所に支払うこととし、3月に計800万円の予算額を支援する。その2、ガソリン代の高騰が事業を圧迫しているのをカバーするため、燃料費支援金として車1台につき月3千円を支給する。さらに利用者宅まで7キロメートル以上かかる訪問介護に1回50円を上乗せする。事業規模は600万円とする。その3、支援策は次期介護報酬改定まで3年間の措置で総額4200万円、介護保険給付等準備基金を取り崩すなどとしています。12月の議会で、これらの支援策が可決されたそうです。新潟県の村上市では、市独自の方法で3点ほど取り上げ、支援金を予算化したということですが、高齢者が自宅で安心して暮らせるような介護支援についてどんなふうにお考えでしょうか。

議長（小田 範博 君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）上岡議員にお答えします。先ほど新潟県村上市の取組状況については、上岡議員のおっしゃられたとおりでございます。越知町におきましても、自宅で暮らす高齢者の生活を支える在宅系のサービスは、介護の担い手不足の影響を大きく受けています。中でも、家屋が点在し、効率的なサービス提供が困難な山間地域においては、ヘルパーや訪問看護といった高齢者宅に訪問して介護を行う訪問型サービスの提供が逼迫した状況にあります。このため、昨年9月の議会の一般質問でも答弁いたしましたが、令和5年度より条件不利地で介護サービス提供を行う事業者を支援する中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金を創設いたしました。この補助金は、サービス提供のため、訪問または送迎に片道20分以上を要する場合に、介護基本報酬の15%を補助するものです。例えば訪問介護であれば、1回当たり20分のサービス提供で、約330円を補助しております。村上市では、このような交通費助成に年間600万円の予算を計上しておるようですが、越知町でも令和6年度に173万9千円の予算を計上し、事業者の支援を行っております。また、ヘルパーの人材不足に対応するため、本年度より仁淀川町と共同で介護職員初任者研修を開催しております。越知町から3名の方が受講され、無事に研修を終了されております。来年度は、越知町を受講会場とし開催する予定であります。今後も介護事業者等と対話を重ね、高齢者が自宅で安心して暮らすための必要な支援を検討してまいり

たいと思っております。以上でございます。

議長（小田 範 博 君）上岡議員。

- 2 番（上岡 千世子 君）ただいまの保健福祉課長の答弁によって、越知町もその600万円というのは出していないですけども、ちょっと少ない、それは人数が少ないですから、そういうこともありますので、ある一定の補助金もきちんと出しておるということであつたり、初任者研として去年は3人やったですけども、そういう研修をしていくことで、少しずつでも介護をする方、ヘルパーさんなどは増えていくことを期待をしています。それは、そらっというふうにはいきませんので、時間を重ねると思います。

次に、高齢者の生活実態と問題について質問をいたします。本町で聞いたところによると、物忘れがひどく、食事をしたかどうかも分からない、病気も持っているという独り暮らしの80代の高齢者がいるようです。近くに世話をする人はいなくて、親類縁者が訪ねてきても、あまり分かっていなくて受け付けていないというようなこともあって、そんな姿を見かねた近くを住んでいる同じ年代の高齢者の方が、一緒に買物に行ったり、時々外に連れ出すなどしていますけれども、食べ物を買っても、あるだけ食べてしまったりすると、そういう心配事はあると言って、私に電話をかけてきた人がおります。それから、また、国民年金で主に生活しているけれども、物価高で1日1千円以内に抑えないと生活できないので、時々仕事ができるときは仕事をしているけれども、今はその状態である。だけれども、ひょっとしてどうかなったときには仕事に行けない。そうするとなかなか暮らしが大変になってくるということですが、その方がある人に言うたそうですが、朝はパンとお茶、昼は煮物か酢物と御飯、夜も昼の残りとお飯などで生活していると。聞いた人は、普通なら1食分と思うくらいの買物をしているので、大変な生活になっているということが分かるというようなことを漏らしていたようです。それから、これは私が何年か前に聞いたことですが、何年か前に、町なかの家で独りで亡くなっている人がいたということも聞いています。これから先、こういう孤独死を迎える人も増えてくるのではないか、そのように思っております。役場に申請をして手続などを済ませば、世話になれるという可能性もあると思いますが、それもしない人が町内にいるのではないか、そういうふうに関心するところです。独り暮らしの高齢者で、生活できにくい人々についての実態調査などをし、把握ができているのでしょうか。

議長（小田 範 博 君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）上岡議員にお答えします。高齢者の実態調査については、3年に1回の介護保険計画の策定の基礎資料とするため、介護予

防日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しております。

介護予防日常生活圏域ニーズ調査は、対象が65歳以上で、要介護の認定を受けずに在宅生活をしている方で、現在の9期計画においては、昨年度郵送にて調査を行い、配布数2013部に対し1205部の回答をいただいております。調査内容としましては、家族構成、健康状態、介護・介助の必要性の有無、運動機能に関する質問、生活状況に関する質問、周りの人との助け合いの状況や認知症の相談窓口の把握状況などの質問項目があります。

また、在宅介護実態調査については、在宅生活をされている介護認定をお持ちの方を対象として、職員による聞き取りにて実施し、81名の方から回答をいただいております。質問項目は、在宅での介護の状況や、介護を行う介護者の状況、介護保険のサービス料や必要とする支援、サービス、介護者の介護離職についてなどでございます。このような調査を通じ、全体的な高齢者の生活実態の把握や、介護をはじめさまざまなサービスの充足状況、新たなサービスの検討に生かしております。また、しばらく介護や医療の利用実績のない方を対象とした町の保健師が訪問し、健康状態等の聞き取りを行い、医療受診につながった例もございます。このように町職員や医療・介護関係者等が連携し、個別事例の把握にも努めております。以上でございます。

議長（小田 範博 君）上岡議員、先ほど1つ目の質問で、2つ目の質問に大分ダブって文言が重なっておりましたので、その箇所は2つ目の質問の折に省いて質問を行ってください。

2 番（上岡 千世子 君）2番目はどうしたらいいでしょうか。

議長（小田 範博 君）いや、例えば高齢者の見回りとか、似たような人が世話焼いておるとかというようなところが質問の中にあっただと思いますので、その箇所を除いてもよろうたら、2つ目の質問はオーケーです。上岡議員。

2 番（上岡 千世子 君）実態調査は、一番の最近ではいつ頃されたんでしょうか。

議長（小田 範博 君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）上岡議員にお答えします。先ほどの答弁でも申し上げましたが、ニーズ調査等は、昨年度実施させていただいております。

最後のほうで答弁させていただきました、介護や医療の利用実績のない方への訪問等は、今年度実施をさせていただいております。以上でございます。

議 長（小 田 範 博 君）上岡議員。

2 番（上岡 千世子 君）ただいまの答弁で大体のことは分かりましたので、これで私の最後の質問を終わりたいと思います。見回りが……。いや、これは2番目については先ほど言われたので、一緒になっているということなので、一緒に実態調査……。

議 長（小 田 範 博 君）いや、私の発言したのは、1つ目の質問の折に、2つ目の質問の中にある文言が含まれておったので、その部分は省略して2つ目の質問をしてくださいということでした。

2 番（上岡 千世子 君）そうしたら、2つ目の質問を構いませんか。ちょっと私したいんですけども。

議 長（小 田 範 博 君）再質問になりますので、どうぞ。

2 番（上岡 千世子 君）ちょっと質問をしたいなと思っていましたので。それでは、先ほど西森課長が言われたみたいに、私が聞いた話では、なかなかそういうふうに見回りとか、医療のことに携わっていない人でも、在宅のほうへ行って、どういうふうな生活をしているか見回りの的なこともされているということをお聞きしたんですけれども、それに漏れている方もひょっとしておいでるのではないかなということもちょっと考えました。それで、再度の質問にさせてもらいましたけれども。私が聞いた方が最近のことなのか、去年あたりからそういうことを言っていたので、分かりませんので、出させてもらいましたので、これで私の質問を、見回りのことはちょっとやったださっているということで、私は……。

議 長（小 田 範 博 君）今のは答弁必要ないですか。

2 番（上岡 千世子 君）ええ、構いません。私は……。

議 長（小 田 範 博 君）そうしたら、終わってください。

2 番（上岡 千世子 君）ちょっと分からなかったんですけれども、見回りを必要としている者がまだあるかもしれませんが、その点についてよろしくお願いします。もう一回聞いておきたい。

議 長（小 田 範 博 君）答弁できますか。西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）上岡議員にお答えします。現在は、定期的な見守りに関しましては、先ほどちょっと言いました、介護・医療の部分の以外にも、定期的な見守り活動として民生委員やあったかふれあいセンターの職員が訪問するものとか、そういったものとか、お弁当の配達を通じ

て町内の事業所が安否確認や見守りを行う事業なども実施しております。また、民間の方々に協力いただき、山間集落を回る移動販売の事業所、そういった方にも御協力いただき、また、御高齢の方が集う喫茶店等の飲食業の方にも、お客様の中で心配な方がいらっしゃれば、町の包括支援センターに御連絡いただけるようなこともお願いはしております。本年度も数件の御連絡をいただき、包括の職員が訪問し、安否確認やサービスの利用につながった実績のほうもございます。そのほか、ケアマネジャー、ヘルパー等の介護関係職員の方は、高齢者宅の中の様子とかも分かるため、高齢者の生活実態を把握されておりますので、また、その支援、必要な高齢者には包括と連携して対応のほうはさせていただいてはおります。まだ本町のほうでも、高齢者等に対しさまざまな見守り活動を行っておりますが、見守りが本当に十分ということは、なかなか言い難いところもあるとは思いますが、見守りの目も、多いにこしたことはないと思っております。議員各位におかれましても、これまで以上にまたそういった方がいらっしゃいましたら、保健福祉課と役場のほうに御連絡いただければありがたいと思っておりますので、御協力のほうをよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（小田 範博 君）上岡議員。

- 2 番（上岡 千世子 君）先ほどの保健福祉課長の言われたことでよく分かりました。私、本当に聞きたかったことはそこだったんです。それで、私が思うのに、その世話役をしている方に私は包括支援センターにも行って、ちゃんと状況をお話ししたりとか、やっぱり保健福祉センターに行って状況をお話ししたりとかいうことでもしてみてくださいと、私、そういうことができますので、分かりました。ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。（拍手）

議長（小田 範博 君）以上で、上岡千世子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより11時30分まで休憩を取りたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。11時30分まで休憩といたします。

休 憩 午前11時18分

再 開 午前11時30分

議長（小田範博君）上岡議員。

2 番（上岡千世子君）すみません、一般質問の前に、私の先ほどの言い間違いについて訂正をしたいと思います。私が議員になってから3年半と言いましたが、それはちょっと間違えていて、2年半です。まだ3年になっていない。今度8月で3年になります。訂正しておわびします。

議長（小田範博君）続いて3番、箭野久美議員の一般質問を許します。3番、箭野久美議員。

3 番（箭野久美君）それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。まず、その前に、今日3月11日は、かの東日本大震災から14年目という節目の日であります。いまだに2千人以上の方が見つかっておられないというニュースを耳にしました。御遺族の方の心の平安が少しでもよみがえってくるようにということをお祈り申し上げます。

それでは、私の質問に入らせていただきます。今回、口の健康ということで質問させていただくんですが、前回もそうなんですけれども、私、健康長寿ということに関して、今すごく関心を持って動いております。先ほどの上岡議員の一般質問にもありましたが、介護における人手不足であるとか、この高齢化社会の中、また越知町の中山間で遠距離であるということ、いろんなことを鑑みたときに、やっぱり健康で生活の質の維持というか、そういうことがすごく大事になってくると。前回、越知町でフレイルのチェックは多分高齢者の方に1回やっているという認識があるんですけれども、1回かどうかは自分の父親に來たフレイルチェックしか分かりませんので、ほかはちょっと分からないんですが、フレイルということが最近耳にされます。今回はそのオーラルフレイルということに関して、一般質問をさせていただきます。まず、通告の順であります（1）です。本町では20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳になられる人が、年度中に1回無料で歯科検診を受診できる施策があります。これは、いつから始まったのか、そしてその執行状況をお聞きいたします。

議長（小田範博君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君）箭野議員にお答えします。成人歯科検診については、令和元年度から開始をしております。なお、20歳、30歳の歯科検診は、令和6年度から実施しておりますので、これから申し上げます直近の受診状況、令和3年度から令和5年度までは40歳、50歳、60歳、70歳の実績となります。まず、令和3年度につきましては、対象者数258人、受診者数22人、受診率として8.53%。令和4年度が、対象者数279人、受診者数22人、受診率7.89%。令和5年度、対象者数260人、受診者数29人、受診率11.15%です。な

※2-16の訂正発言あり

お、令和6年度の状況になりますが、対象者数が301人、受診者数が18人、受診率が5.98%です。以上となります。

議長（小田 範博 君） 箭野久美議員。

3 番（箭野 久美 君）では、次に2番です。後期高齢者医療の被保険者を対象にした1回分4400円が無料になるという歯科検診が実施されておりますが、それはいつからで、またその執行状況はどうなっているのかお聞きいたします。

議長（小田 範博 君） 小松住民課長。

住民課長（小松 大幸 君） 御答弁申し上げます。高知県後期高齢者医療広域連合が実施する歯科検診ですが、平成28年度から歯・歯肉の状態や、口腔清掃状態をチェックし、誤嚥性肺炎などにつながる口腔機能低下を予防する目的で開始されております。執行状況ですが、後期高齢者医療の越知町の被保険者の令和3年度から令和5年度までの3カ年の歯科検診受診状況について、それぞれ被保険者数、受診者数、受診率を申し上げます。なお、被保険者数は、年度当初の人数です。令和3年度、被保険者数1448人、受診者数13人、受診率0.9%。令和4年度、被保険者数1414人、受診者数21人、受診率1.49%。令和5年度、被保険者数1434人、受診者数20人、受診率1.39%の実績となっております。以上です。

議長（小田 範博 君） 箭野久美議員。

3 番（箭野 久美 君） 少ないということは、予算を見ても大体分かっていたことですが、特に後期高齢者になってきて、自分の父もそうでしたけれども、なかなか歯医者に行かない、面倒くさがる。よほどのことがない限り行かないんですけれども、そういうことが高齢者になると増えてくるのかなということも実感しております。今回、皆さん、オーラルフレイルという言葉聞いたことがありましたでしょうか。私は、フレイルという言葉は当然知っておりましたが、わざわざオーラルフレイルといって、その危険度なりを今いろいろ研究したり、発表したりしているところがございます。東京大学高齢社会総合研究機構というところが、千葉県柏市に住む65歳以上の健康な人、これ2024年ですか、平均年齢73歳を対象に、柏スタディと呼ばれる調査研究を実施中であると。2012年から、すみません、先ほどのちょっと訂正します、2044年まで研究するんだそうです。すみません。2012年から4年間追跡したところ、調査開始時点でオーラルフレイルだった人は、そうでない人より要介護になるリスクが2.4倍、総死亡リスクも2.1倍高いとの結果が出ているというニュースを見ました。そして、そのフレイルに至る、要するに虚弱です。心身ともに虚弱になる手前の段階でこのオーラルフレイルになる。当然口のフレイルになることで、寝たきり

になるというふうなサイクルがあると。それを考えたときに、先ほども高齢化社会でお互いが介護し合わなければならないような将来が見えて
いるところで、やっぱりここで第一段階でいろいろ予防ができれば、健康寿命が延ばせる。また、介護の予算にしても縮小することができる、
そして、我々の生活の質も維持できるということで、今回質問しております。そのオーラルフレイル危険度チェックというものは、大した項目
ではございませんが、そういうことを健診なり、それとか先ほど保健福祉課長がいろいろ実態調査をされていると言われておりましたけれども、
それは65歳以上ですけれども。町の健診であるとか、要するに若い40代以上ですか、特定健診に来られるのは。主婦であつたりとか、働い
ている人は職場で多分するんでしょうけれども、そういう高齢、それから働いていない40代以上の主婦であるとか、そういう方に対して、健
診をする必要性というのはすごい大事やと思っております。女の人というのは、体が30代、50代で大きく変わる。男の人は、40代、60
代で大きく変わる。そのときに、やっぱり口腔の健康ということは、すごい重要であると。今回、私もいろいろ勉強しました、この言葉を見て
から。ちょっと時間があるようなので、幾つかちょっと言ってみますので、ちょっと皆さん、自分に当てはまるかどうか、ちょっと頭の中で考
えてみてください。半年前に比べて硬いものが食べにくくなった。はいの方、これ2ポイントです。お茶や汁物でむせることがある。これも2
ポイント。義歯を利用している。2ポイント。口の渇きが気になる。1ポイント。半年前と比べて外出の頻度が少なくなった。1ポイント。さ
きいか、たくあんくらいの硬さの食べ物がかめる。いいえの人が1ポイント。1日に2回以上は歯を磨く。いいえの人が1ポイント。1年に1
回以上は歯科を受診している。いいえの人が1ポイント。これで4点以上の人はオーラルフレイルの危険性が高いと。1、2点では、危険性は
低いんですが、3点あれば危険性ありと。お口の衰えから寝たきりに至るまで、この研究所が第1から第4までもちゃんと示してくれておりま
す。とにかくこの口が大事であるということです。皆さんの中に、多分2、3点当てはまった人いるんじゃないかと思いますが、ここを回避す
るためには、本来、やっぱり歯科に受診をする。もしくは、専門的な知識を有したお医者さんであるとか、あとは言語聴覚士などの方がアドバ
イスをしていただければ、これは回復をできると。その歯科医じゃなくても、この言語聴覚士というのは、割といろんな病院にいらっしゃる。
リハビリをやっている病院にはいらっしゃる。だから、そういう方もちょっと協力をいただいて、越知町において、健診時でも、それはちょっ
と保健福祉課のスケジュールに当然鑑みなければならないと思いますが、すごく重要だと思っているのです。ぜひやってほしいと思っています。
それに関して、特に越知町は歯科医院がなくなりましたよね。相次いでなくなって、去年は結局越知町に、去年というか今年度は越知町に歯科
医院がない状態で、我々は暮らしているわけです。交通の手段を持っている方は、町外へ当然行っているだろうし、いろいろ保健福祉課も手厚

い保護を今度やってくれるということなんですけれども、やっぱり歩いていける歯科医院がないということは、かなりこういう歯科検診に関しては不便になったと。ですが、取りあえず書類で、書面で、自分でセルフチェックをして、これはやばいと思ったら、行くぐらいにはならないと、なかなか厳しいのではないかと考えております。要するに、我々が健康で長生きするためには、食べられることが大事と。それが、全体のフレイルを防ぎ、寝たきりを防ぐということになります。やっぱり寝たきりになると、いろんな問題が生じるわけで、それを防ぐためにも、若い頃から、要するに越知町は20代、30代と歯科検診をやっていただく施策をやっております。それに加えて、今回オーラルフレイルについての危険度チェックをやってほしいと考えていますが、実施する考えはございますか。

議長（小田 範 博 君）西森保健福祉課長。

保健福祉課長（西森政利君） 箭野議員にお答えします。現在、ミニデイや体操などの集いの場や、総合健診での問診において使用しているフレイルチェックの項目に3つ口腔関係の項目があり、簡単な指導はしておりますが、それに特化した個別指導などは現在行えてはおりません。現在の総合健診では、場所、人員の関係で、今以上の健診や問診などを行うことはできませんが、来年度1月実施予定の総合健診、最後の健診になりますので、ひろい健診になりますが、そこからちょっと実施方法を変えていく、変更する方向で今、計画のほうをしております。その中で、オーラルフレイルの危険度チェックについても、入れることができるかどうかというのは検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（小田 範 博 君） 箭野久美議員。

3 番（箭 野 久 美 君） ぜひともそのフレイルという手前のオーラルフレイルのチェックなので、今、私が言ったのが8問ありましたが、8問以外にも当然あると思いますけれども、8問です。これ、自分でチェックできる、もしくは御夫婦がおったら2人で、あなたどうよねと言い合いながらもできる。例えばヘルパーさんが来ている御家庭やったら、ヘルパーさんと一緒にとか、要するに健診時と言いましたけれども、健診行く手前の問診票とかでも全然構わないわけなので、ぜひともやっていただきたいと。良い検討結果をお待ちしております。ここにおられる方の平均年齢も、かなり上がってきていて、皆さん、口腔ケアしておられるとは思いますが、実際活舌が悪くなるとか、そういうのも実は衰えだそうです。それを回避するための運動もあります。そういうこともやりながら、越知町民が健康で長生きできる町であるという、そういう町づくりをやっぱりこれからも目指していきたいと考えております。それは当然行政のほうの、さまざまな施策が必要と考えておりますので、これ

からもいろんなことを研究して、検討してより良い町政というふうになっていってほしいと思います。今回の私の質問は以上です。ありがとうございました。（拍手）

議長（小田 範 博 君）以上で、箭野久美議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより午後１時３０分まで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。それでは、午後１時３０分まで休憩といたします。

休 憩 午前１１時４８分

再 開 午後 １時３０分

議長（小田 範 博 君）再開します。午前に引き続き、１番、小田壮一議員の一般質問を許します。なお、本人からの申し出のタブレット及び冊子の使用を認めます。１番、小田壮一議員。

１ 番（小田 壮 一 君）ただいま議長より許可をいただきましたので、これから通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は越知町で史談会に入って、越知町の歴史を勉強しております。その中で、長宗我部地検帳というのがあります。これは何と３６２冊あるとのこと。その前に、実は、まず１番目の歴史の保存について質問をしているところでございます。

これは豊臣政権下の太閤検地の一環として作成され、土佐一国全体の土地面積、耕作者、年貢率が詳細に記録され、中世から近世への過渡期の社会構造を解明する決定的な資料として、国指定重要文化財に認定されている大変貴重な資料でございます。その長宗我部地検帳に筏津村、天正１８年卯月２８日検知と記載されております。西暦で言えば１５９０年４月２８日でございます。その当時、筏津村には片岡左衛門が土地を耕作していたことが書かれています。これは筏津集落にとりましても本当に貴重な資料だと思います。この資料で、今から４３５年前にも筏津村が存在し、仁淀川の上流から一本ずつ流してきた木材を筏に組み、下流に流していくことをなりわいとしていたことがうかがえ、祖先の生活の歴史を知り、祖先に感謝し、敬意を感じるところでございます。私も今を生きる生活の証を後世に伝えていくことが大事であることを痛切に感じております。

そこで、（１）の質問でございます。人口減少に歯止めがかからない中、将来、消滅する山間集落が出てくることが考えられます。現存集落の空中写真を撮り、生活の歴史を後世に残していくことが重要との声があります。実施すべきと思いますが、考えを聞かせてください。

議長（小田 範 博 君）小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）小田壮一議員に御答弁申し上げます。

その話は私も伺っておりまして、実施したいと考えております。それで、ドローンによる撮影になろうかと思えますけれども、動画であったり、静止画であったり、そういった撮影方法もあると思えます。そして残し方、あるいは逆に生かし方等々あると思えますので、詳細を今後詰めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（小 田 範 博 君）小田壮一議員。

- 1 番（小 田 壮 一 君）ありがとうございます。これは、上ノ峠から横倉山に上がっていくところにエズという集落があったとのこと。これは今おられる方が住んでいたということを言われているんですけれども、今は杉林に埋もれて、生活の跡をうかがうことができずに残念です。その当時、空中写真を撮って残しておれば、今でもその当時の生活を知ることができるのではないかと残念に思っております。ぜひ、今町長が言われたこと、計画的に実行していただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、（２）の質問です。高知県の養蚕産業は明治時代から昭和初期にかけて非常に盛んでありました。そんな中、越知町では養蚕が地域経済に大きな影響を与えていたとのこと。私の思い出にも、小さい頃、カイコが桑を食べる音を聞きながら、カイコとともに生活をしていた光景がありますが、その後、化学繊維の普及や市場の変化、さらには高齢化などが影響し、越知町でも養蚕を行う家庭が減り、ついには昭和63年に60カ年にわたる組合製糸としての役割を終え、蚕糸工場も閉鎖するに至ったとのこと。

そこで、（２）の質問です。蚕糸資料館は、県下組合製糸歴史の実証として活用いただくことを希望して本町に移管されたものです。我々には過去の貴重な遺産、体験を未来に引き継ぐ義務と責任があると思えます。ところが、展示物がほこりをかぶったり老朽化が見られ、保全が必要な状態であります。また音声などを使い、来館者に分かりやすく説明できる工夫が必要と感じます。この資料館は子どもたちへの地元学の重要な教材としても考えられ、基金を使ってでも対応を検討すべきと思いますが、考えを聞かせてください。

議長（小 田 範 博 君）大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）小田議員に御答弁申し上げます。

蚕糸資料館については、近年、来館者もほぼいない状態で、過去３年間の入館者数は、令和５年度が１名、令和４年度がゼロ名、令和３年度が２名で、令和６年度も、３月４日現在３名となっています。そのため現状は最小限の管理となり、維持管理費についても基金からは繰り入れをせず、一般会計から繰り入れるようにしています。

この経緯につきましては、蚕糸資料館の落成は平成元年４月ですが、その施設の維持管理に当たり、昭和６３年１２月に、当時の箭野町長と高知県生糸農業協働組合の片岡組合長との間で交わされた記念資料館並びに同施設の維持管理財源基金の寄附申請についての文書があります。その中で、高知県生糸農業協働組合の解散に当たり、半世紀を越す組合製糸の歴史に鑑み、先人の遺業を後世に継承する記念事業の一つとして蚕糸資料館を建設し、高知県蚕糸業の歴史と組合製糸の足跡を資料として保存する措置を進めているが、今後の維持管理並びに運営については、越知町に移管（寄附）することが適切であるとの関係者の意見一致で寄附を申請するとあります。

その寄附物件には、１、記念施設（敷地含む）の一切、２、施設の維持管理費の充用のための財源基金５千万円となっています。そして確認事項が５つあり、１、蚕糸資料館の維持管理費に充用するための財源基金として５千万円を生糸農協より越知町に寄附し、この基金単独の管理条例の設定。２、基金の預貯金または信託による果実については、毎年度その金額を消費せず、果実の１割相当額を基金（元本）に繰り入れ、将来の物価変動に対処するものとする。３、基金より生ずる果実の消費は毎年間の維持管理費に充当するものであり、事業（活用）の運営費については別に財源（予算）措置を講ずることを原則とする。４、基金（元本）の転用または一部取り崩し等の措置は、原則として行わないこととする。ただし、この記念施設の増改築（相当規模の修理を含む）の必要が生じた場合に限り例外扱いとする。５、基金活用の資産（別紙参照）とあり、４で基金元本の転用または一部取崩し等の措置は原則として行わない。例外として、施設の増改築（相当規模の修理を含む）の必要が生じた場合となっております。

５であります基金活用の試算として、別紙での毎年度の収支試算表を見ると、当時の好景気の時代は果実の１割を積み立て、残額で維持管理費を賄えるぐらいの金額がありましたが、現在の状況では果実は少額となっており、基金残高は令和５年度末で５００１万７千円と、元本以外だと１万７千円しかない状態であり、令和５年度の基金利子（果実）、これは果実ですが、基金利子２万５０６８円では当年度の維持管理費には不足、一般会計から繰り入れている状況です。現状では、当時の高知県生糸農業協働組合との約束事があり、簡単に基金の元金を取り崩す

ことはできません。当時の生糸組合関係者の方も、今ではどれぐらいおられたのか、現在どうしているのかも把握できておりませんので、基金の取り崩しについては慎重にならざるを得ません。

次に、小田議員が言われました子どもたちへの地元学の重要な教材としては考えられるという点ですが、越知小学校で使っている副読本「越知のくらし」にも、残したい建物、昔の養蚕や製糸業の越知の産業として蚕糸資料館が載っています。コロナ禍前には越知小学校の生徒が蚕糸資料館に見学に来ていましたが、コロナ禍により中止にし、現在も行っていないので、小学生が蚕糸資料館に行つて学習することを小学校と検討してみます。

今後も現状の来館者数や経費などを考えた最小限の維持管理はしていきますが、基金については、このような経緯も含めて慎重に対応していきたいと考えております。以上です。

議長（小 田 範 博 君）小田壮一議員。

- 1 番（小 田 壮 一 君）この蚕糸資料館の冊子を読むと、その基金の扱いとかいうことについては私も理解していなかったんですが、ただ、この蚕糸資料館への思い、これというのは痛切に、この挨拶文とか読むと感じるわけです。しかも、この60年という越知町での生活に、人の生活の歴史というのは詰まっているように思います。だから、これを先ほど言っていたように地元学として小学生とかに見学をしてもらったりとか、そういうことをやっぱりしてもらふということというのは、物すごく重要であると思います。

だから、私は思うのですけれども、若い人たちに自然が豊かできれいで家族がいるこの郷土に愛着を持ち、誇りを持つように言いますけれども、私はこの郷土で生きた先人たちの生活の歴史に感謝し、敬意の念を抱き、未来の人たちに引き継ぐことでさらに郷土愛や誇りの気持ちが醸成されるのではないかと思います。そのためにも、この先人たちの生活の証である蚕糸資料館を大事に保存すべきと考えております。例えば草が生えているとか、そういったものもやはりきれいにさせていただくと、予算の中に入っていると思うのですけれども。それとか、何と3階に上がるとのこぎりが並べられているんですね、あとちょっとした民具が。そういうものを見ると、ここってひよっとしたら物置に使っているんじゃないかとも思ったりもします。そういうことで、やっぱり外側を最低限きれいにするだけでなく、先ほども言いましたように中のほこりをかぶったり、そういったものも除去して、きれいな状態で子どもたちにも見てもらうというようなことが大事だし、3階のように座敷に入る、座敷には貴重な資料があるんですけれども、その前にのこぎりがずらっとあるんですよ。そういう状態だったら、本当に大事にしてくれているの

かという気持ちを感じるわけですね。そういったことも、やっぱり考えて対処していただければと思います。のこぎりについては見えますか。（「見えています」の声あり）よろしくお願いします。

次は、大きな2番目の佐川高校についての質問です。

私たちがつくっている佐川高校の存続を考える議員連盟は、現在、4町村13名の議員有志で活動しております。その中で本町議員は、先ほど山橋議員が一般質問で話されたんですが、そのとおり3名でございます。我々この議員連盟は、佐川高校が創立100年を超えて、この地域の学校教育システムの中核として存在し、これからも地域の学びと活力の中心的存在として、地域内外からの児童・生徒に選んでもらえるような魅力ある高校でなければならないと考えており、佐川高校の存続発展に向けた取り組みを推進し、未来の世代へ渡すことを目的として活動しております。

我々議員は、去年の12月13日に佐川高校の地域マネジメント部のメンバー19名と、そのときには議員連盟は10名のメンバーでしたが、その10名との間でワークショップというか懇談会をしました。その中で感じたのは、その子どもたちが物すごいトーク力で我々に話しかけてくるんです。それでその中に、地域マネジメント部は誇りに思いますとか、楽しいですと、それで入ってよかったですと、そんな声をやっぱり聞きまして、すごい地域マネジメントの魅力を我々も感じました。

一方、「いのち輝け～さくら咲くプロジェクト～」、これもありますが、この辺も含めて、ある面、マンネリ化しているという声も聞かれたりとかしました。我々としては、そういうようなことも含めて、この2つを一つにして、一つの課にしたらどうかというような提言も含めて、校長先生にも報告させていただきましたし、4町村の町長、教育長、議長にも、そのレポートを出させていただきました。

それともう一つは、2月13日ですけれども、13日に活動目標の一環として、7年度から14年度までの県立高等学校振興再編計画の勉強会を開きました。講師は県高等学校振興課の課長にお越しいただきまして、参加者は議員連盟メンバーを中心に15人の議員など、計18名の方々に参加をいただきました。質疑応答の時間には、事前にこちらから送っていた21項目の質問に答えていただき、さらに参加者からの積極的な質問があり、大変有意義な勉強会となりました。また後日、10項目のパブリックコメントを佐川高校の存続を考える議員連盟として県教育委員会に送ったところでございます。

例を出しますと、中山間地域等の小規模校であっても、生徒の進路保障に向け、教員の配置をしっかりと行っていただきたい。それとか、佐川

高校の存続は地域にとって必須課題です。佐川高校と地元4町村立の中学校との連携型中高一貫教育校という形も考えていく必要があるのではないかと思います。実現に向け、県教育委員会はイニシアチブを発揮すべきではないかなどの10項目でございます。濱田知事が表明しておられます4Sプロジェクトの中に県立高校再編計画がありますが、我々佐川高校議連は、地元4町村の住民が佐川高校の存続という課題に強い関心を持ってもらえるように機運を醸成させる取り組みをして行かなければと思っております。

そこで、(1)番の質問です。県立高校振興再編計画に地元町村が3月末を目途に入学生徒数努力目標41人の確保に向けたアクションプランを策定し、実行するためのコンソーシアムを構築するとあり、既に準備を進めておられると思いますが、進捗状況をお聞きます。

議長(小田 範 博 君) 大原教育次長。

教育次長(大原 範朗 君) 小田議員に御答弁申し上げます。

まず、県立高校振興再編計画にあるアクションプランについては、学校と市町村、地域等の関係者で構築される地域コンソーシアムにおいてアクションプランを策定するもので、地元町村がつくるものではないことをお伝えしておきます。

県立高校振興再編計画は、県教育委員会が2月28日までパブリックコメントで広く県民に意見を募っており、3月末頃の県の教育委員会で決定され、令和7年度からスタートする計画です。その中で、佐川高校は中山間地域等の小規模校グループとして分類されており、今後、地域コンソーシアムにおいて、生徒数確保に向けた努力目標を設定の上、その実現に向けた具体的取組のアクションプランを策定します。

現在の進捗状況ですが、午前中の山橋議員への答弁とかぶるところがありますが、現在、立ち上げに向かって、佐川高等学校コンソーシアム会議立ち上げ準備会を行っています。この準備会を1月16日と2月10日の2回行っており、準備会で現状及び課題の共有やコンソーシアム会議で何をを目指すのか、そして地域コンソーシアム会議のメンバーの提案などを話し合っています。次回は4月に第3回目の準備会があり、そこでコンソーシアム会議の委員を決定する予定です。4月の準備会を経て、それ以降に第1回のコンソーシアム会議を開催する予定で、コンソーシアム会議の下にワークグループをつくり、細かなところの協議や調整などをしていくという計画が現在分かっているところです。

以上です。

議長(小田 範 博 君) 小田壮一議員。

1 番(小田 壮 一 君) アクションプランの作成については、ちょっと私のほうも少し理解ができていなかったところはあるかと思います。そのよう

にコンソーシアムの準備とかを進めておられるということが分かりました。どうもありがとうございます。

それで、この県立高校振興再編計画では、策定したアクションプランを実行し、9年度までの3年間の取り組みを10年度で検証評価し、努力目標の達成の見通しが立たない場合、学校の在り方について市町村と協議し、後期実施計画に反映するとあります。この場合、具体的には統合とか、キャンパス化とか、分校化とかも考えざるを得ない状況になるのではないかと危惧するところでございます。これらの短い3年間で入学生数努力目標41人達成の見通しが立つようにするのは至難の業ですけれども、4町村ともに町長、教育長の強い意思と意欲的な取り組みが欠かせないと思います。

そこで、(2)の質問です。地元町村で構築するコンソーシアムの本町としての体制や予算への反映などを含め、どのように取り組んでいくのか考えを聞かせてください。

議長（小田 範 博 君）大原教育次長。

教育次長（大原 範朗 君）小田議員にお答えします。

先ほど答弁したとおり、現在はまだ地域コンソーシアム会の委員も決定しておらず、第1回目の地域コンソーシアム会議も開いていない状況ですので、体制や予算への反映などについては今は何とも言えない状況です。

ただ、佐川高校は地域唯一の高校であり、越知町にとっても重要な高校という認識でありますので、コンソーシアム会議でも佐川町、仁淀川町、日高村とも連携していき、できるだけ協力的に、そして前向きに考えていきたいと思います。以上です。

議長（小田 範 博 君）小田壮一議員。

- 1 番（小田 壮 一 君）仁淀川町の議会で議員が同じように質問したのですけれども、それは町長、どのような意欲を持ってされますかという質問をされたら、町長も意欲を持って取り組むと、こう言われましたけれども、小田町長、その辺の意欲度をお話しいただければというように思いますが、いかがですか。

議長（小田 範 博 君）小田町長。

町長（小田 保 行 君）小田壮一議員にお答えいたします。

これまでも佐川高校の重要性ということについて、地域になくてはならない高校であるということは度々申し上げております。仁淀川の古

味町長が意欲的に取り組むと言われたということで、私も同じ言葉を使いたいところではありますが、これはやはり管内の4町村、これは今後具体的に、例を挙げますと嶺北であるとか、梶原町であるとか、地元の自治体が汗をかいた部分もあろうかと思います。そういったことにつきましては、4町村でしっかりと情報共有をして進めていく必要があると思っております。こういったことは、どうしても大きな予算というものが伴うことが想定されますので、そのあたりは4町村でしっかりと連携を取って進めてまいりたいと思っております。意欲的にということよりも、本当に前向きにこれを考えていかないといけないと思っております。

ただ、県下、高知市内の高校につきましても、非常に厳しい状況であって、入試の倍率も1.0を切る高校もあるわけです。そして、高校の教育無償化ということがあって、私立の高校も負担が要らなくなるといったときに、どういう状況が起こってくるのかということを考えると、それぞれの高校がこれまで以上にやはり競争が厳しくなってくることが想定されますので、そういった国レベル、あるいは高知県レベルでよくよく考えていかなければならないことだと思っております。以上でございます。

議長（小田 範 博 君）小田壮一議員。

- 1 番（小 田 壮 一 君）私立高校も含めた高校無償化というのは、たしか東京都内ではもう既にやっていたというように記憶して、1年ぐらい前の東洋経済誌なんかを見ても、やっぱり中高一貫校ということで、もう中学からすごい競争が始まっているというのが載っていました。やっぱりこれからそういった場面が生じてくるようなこともあるかと思うのですけれども、地元に行きたいという生徒なんかもいると思うし、また、そのような佐川高校の魅力化ができてこなければいけないというように思います。ぜひ、特に佐川町の町長を含めこの4町村で、それこそコンソーシアムというか、共同体で進めていっていただけるようお願いしたいというように思います。ぜひお願いします。

それでは、次に大きな3番目、多様な出会い機会創出についての質問でございます。

本町は、まち・ひと・しごと創生総合戦略、基本目標3に、若い世代、子育て世代の希望をかなえ、住みたい、住み続けたい町づくりを挙げております。取組方針には結婚支援と書かれております。施策の概要のところでは3つ挙げています。民間イベント会社と連携し、年齢や職種等のニーズに合わせた出会いの場を提供しますと、2つ目が、こうち出会いサポートセンターマッチングシステムの登録を促進し、出会いのきっかけづくりを支援します。3つ目、婚活イベントの周知により、出会いのきっかけづくりを支援しますの3つです。

そこで、（1）の質問ですけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略にこうち出会いサポートセンターの登録促進とありますが、現在まで

の登録者数及び今年度、本町への出張登録会での登録者数を聞かせてください。

議長（小田 範 博 君）國貞企画課長。

企画課長（國 貞 満 君）小田壮一議員に御答弁いたします。

こうち出会いサポートセンターのマッチングシステムへの登録者数は、平成28年度から今年2月末までの期間に15名登録がありましたが、脱退もあり、2月末現在では6名となっています。

なお、登録はしていませんが、イベントユーザーという形で51名の方が利用されています。

2月16日に町民会館で行われた出張登録会は、無料のヘアメイク、写真撮影付きのスペシャル登録会というもので、定員が男女各5名に対し、参加者は男性5名、うち1名が越知町の方でした。しかし、越知町の方は、新規登録者ではなく会員の方でした。以上でございます。

議長（小田 範 博 君）小田壮一議員。

1 番（小 田 壮 一 君）女性はいなかったということですか。

次に、（2）の質問ですけれども、今までのこうち出会いサポートセンター登録促進及び各イベント参加情報の分析、検証、評価を聞かせてくださいという質問ですけれども、やっぱり登録人数は少ない。ただ、その51名というイベントユーザーはおられるということで、その辺も含めて分析、評価というか、そういったものをちょっと聞かせてもらえればと思いますが、よろしくお願いします。

議長（小田 範 博 君）國貞企画課長。

企画課長（國 貞 満 君）小田壮一議員に御答弁いたします。

こうち出会いサポートセンターのマッチングシステムへの登録促進については、広報はもちろんのこと独身の若い方々に直接声かけをしたこともありますが、あまりよい反応がありませんでしたので、適齢期の息子さん、娘さんを持つ親御さんや独身の若者が集まる居酒屋の奥さんなどにも声かけをしています。

各種イベントの実施は、こうち出会いサポートセンターの主催ではなく、高知家の出会い・結婚・子育て応援団に登録している団体が主催しており、飲食を伴うパーティーがほとんどですが、中にはクルージングやサバイバルゲーム、バスツアー、たき火、料理などさまざま行っているようです。令和6年度に60回開催される見込みですが、越知町からの参加者がいるかどうかは把握できていません。

なお、これまでの成約組数124組の中に、越知町の会員が3名含まれています。

私たちの年代の考え方では、婚活をするのであれば、県が運営するこうち出会いサポートセンターのようなところが信頼度が高いように思いますが、民間企業でも十分成果を上げているところもあります。若い方に話を聞いてみると、婚活アプリを使い分けていたり、若い人なりの考えがあって行動しています。今の若い人は干渉されることを好まない傾向が強いです。紹介されたり、婚活をしていることを周りに気づかれないようにしたいと言いますので、なかなか大人の考えるようにはいかないのが現状でございます。以上でございます。

議長（小田 範 博 君）小田壮一議員。

1 番（小 田 壮 一 君）今の世代とか言われますけれども、気づかれないようにというのは私たちの世代でもそうであったように思います。

本町の婚活への取り組みはどうしても形式的なイメージがあって、そういったことが住民の参加意欲に結びついていないとも思われます。もっと住民との距離を縮め、一体感を持った取り組みを大事と思っておりますが、どう思われますか。質問事項にないから、答えられなかったら構わんですけれども。（「ちょっと休憩お願いします」の声あり）

議長（小 田 範 博 君）小休します。

休 憩 午後 2時09分

再 開 午後 2時10分

議長（小 田 範 博 君）再開します。國貞企画課長。

企画課長（國 貞 満 君）小田壮一議員に御答弁いたします。

私は新採のときに企画課に配属され、出会いの支援事業で韓国スキーツアーやパラグライダー体験などを行いました。次、20年ぐらい前に企画課に戻ったときに、商工会に委託してやってもらいましたが、バーベキューパーティーなどを行いました。いずれも地元の人に近くで見られたり、知られたりするのが嫌だという声が多く、開催をやめた経緯があります。（「知られないように」の声あり）はい。あまり知られたくないということで、高知市内の婚活パーティーなどに行くようなこともどうかということを進めたこともあります。あまり反応がなく、バス

を出すというような話もしましたが、現在に至っております。以上でございます。

議長（小田 範 博 君）小田壮一議員。

1 番（小 田 壮 一 君）そういう対象になる男女というか、適齢期の男女の方々に配慮するものなかなか難しいかなというふうに思います。

それで、（３）の質問ですけれども、そういったことを配慮しつつやろうとしている四万十町があるので、ちょっとその辺、話をさせていただきたいのですけれども、議員研修誌の「地方議会人」というのがあるんですよね。これの２月号は、少子化対策を特集していたんです。その中で、四万十町の婚活の取り組みが紹介されているんです。それと、私が四万十町企画課にある結婚支援センターの担当者の方に電話取材をした内容を踏まえての質問になります。

結婚支援センターの主な業務は、１、相談、２、登録、３、引き合わせ、４、イベント企画・運営、５、伴走支援などで、名称について、婚活というワードはハードルを高くしてしまうため、婚活、結婚というワードは使わずに、四万十町出会い応援センター「てとてと」に変更し、気軽に訪れてもらい、親しみやすい、優しい響きの言葉にしたとのことです。すごく住民への配慮を感じます。四万十町は、この婚活の取り組みを特定非営利活動法人ＬＩＦＥに委託して、タイアップして推進しておられます。今後について、婚活支援に力を入れている安芸市、四万十市や高知県とも連携を視野に入れているとのことです。また、近隣の市町村への声かけを行い、広域的に取り組みを広げていきたいと考えているとのことです。

そこで、（３）の質問内容ですけれども、四万十町は、四万十町出会い応援センターを開設し、婚活を意識しないイベントや婚活スキルアップセミナーなど企画して結婚支援策を推進しており、今後、近隣市町村に声かけし、広域的に取り組みをしていこうとしていますが、本町も調査研究の上、連携を検討してはいかがでしょうか、お伺いします。

議長（小 田 範 博 君）國貞企画課長。

企画課長（國 貞 満 君）小田壮一議員に御答弁いたします。

昨年、高知市内で開催された会合に、四万十町の職員さんが出席していて、四万十町出会い応援センターのことをお聞きしました。町内の若者だけでは、何回イベントを開催しても町内の顔見知りばかりで、好みの人がいなければ次から参加しなくなり、広域で取り組まないと、単独では限界があるとおっしゃっていました。広域的な取り組みをするようであれば、本町も連携を検討して見る考えはあります。以上でございます。

す。

議長（小田 範 博 君）小田壮一議員。

- 1 番（小 田 壮 一 君）電話で担当者の方と、女性の方ですけれども、話をしたんですが、ぜひいろんなところと連携を取っていききたいと、そういう広域でやることによって、越知町でやるのは恥ずかしいけれども、どこか別のところに行ったら構わんというところで、うまく連携を取っていけば、そういう本人たちの参加意欲も出てくるんじゃないかなというように思いますので検討をお願いします。

そこで、（４）ですけれども、本町はさらに本気を出し、住民の婚活意識の機運を醸成させていくためにも、体制強化が必要と思います。そこで、（４）の質問内容ですけれども、本町も体制を強化し、結婚支援策のさらなる推進をすべきと思いますが、考えを聞かせてください。

議長（小 田 範 博 君）國貞企画課長。

企画課長（國 貞 満 君）小田壮一議員に御答弁いたします。

先ほども申しましたが、これまでにいろいろな事業をやってきた経緯があります。出会いの支援というのは、四万十町出会い応援センターもそうですが、本来、NPO法人なり民間でやるべきことではないかと考えていますので、役場が直接支援をすることはあまり考えていません。民間でできるところがあれば、そこへ対しての支援を検討したいと思います。以上でございます。

議長（小 田 範 博 君）小田壮一議員。

- 1 番（小 田 壮 一 君）今、それはよく分かります。だけれども、四万十町を見た場合に、そこに企画課に結婚支援センター、担当者は私ですというような形で、自分が町内でもいろんなことを言われながら進めていっています。そういう点で、そういうような担当者を明確に企画内にいるのであれば、私がちょっと認識不足だったところもあるかと思うのですが、そんな、要は一方では行動が見える、活動が見えるようなことも重要だと思うのですが、その辺いかがですか。

議長（小 田 範 博 君）小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）現在行っております、高知市内で開かれているイベントへの参加について、登録されている方がいると、それに対して補助金を出しておるという、そういったこともやっておりますが、そういった担当はおります。

それで、これはちょっと根本的な問題なのかもしれませんが、高知県全体を考えたときであれば、例えば四万十町の男性と越知町の女

性が結婚しました、それで四万十町へ嫁に行きました。越知町は減って四万十町は増えます。子どもができれば、高知県全体では子どもができました、よかったと思います。そういったことも考えたときに、これはやっぱりパイが少ない高知県の中だけで考えるというのは、非常に今後は無理があるのかなというふうには思っています。

当初予算で、関東仁淀ブルーの会ができたというお話をさせてもらいましたが、その高知にも、サポーターと言われる会員さんに来ていただくイベントであるとか、それからこっちから向こうへ行くというようなことを今年度から始めるということで、新年度予算案のほうに載せさせていただいています。そういったこともやっぱり考えながらやっていかなければならないと思いますが、でも、独身でずっとおっもらうといのうも非常に困るような話ですので、企画課長が申し上げましたように、近隣であったり、そういった取り組みをしているところとも、そういったことも踏まえた連携をする必要はあるかと思います。

体制につきましては、今、支援をするという形で担当はおりますので、議員のおっしゃる感覚的な違いというものは持たれておるんだろうと思いますけれども、決して、若干手法は違うかもしれませんが、担当者を置いていないということでもないと考えておりますが、ただ、これは大きな問題ですので、今後そういった体制についても検討は重ねていきたいと思っております。以上でございます。

議長（小田 範博 君）小田壮一議員。

- 1 番（小田 壮一 君）東京都では、遊園地なんかでこういう婚活イベントしたりとかされていて、台東区の花やしき、あそこにお化け屋敷があるんですけれども、そこに集まって、お化け屋敷に2人で入って、それを体験して出てくることで、怖い体験を2人で共有して、後で心の距離が近づくとか、そんなことも何か言われていたんですけれども、いろんな工夫があるかと思って、例えばよさこい祭りなんかも、越知町と仁淀川町と一緒にチームを組んで参加して、その準備期間なんかにもいろんな話ができるんじゃないかと思ったりして、それを支援するというようなことも考えられるんじゃないかなと思います。

あと、先ほど町長が言われたように、町外に行ったらマイナスになると言われたんですが、四万十町は逆に町外から来てもらおうというようなことで、そういう広域的にやっていこうという考えを持っておられたりとかしています。だから、そういうようなことで、いろんなことを心配していたらなかなか前に進んでいかないんじゃないかと思いますので、ぜひいろいろと進めていただければと思います。

次に、大きな4番目の仁淀川水系河川整備計画についての質問です。国土交通省四国地方整備局と高知県では、気候変動の影響により全国各

地で水災害が激甚化・頻発化していることから、平成24年12月に策定した仁淀川水系河川整備計画を変更するため手続を進めていたが、関係機関との協議が完了したため令和6年9月30日に変更したとのことです。

令和6年5月25日に越知町でこの変更原案についての説明会があり、私も出席しておりました。説明資料に遊水地候補地（越知箇所）とありましたので、私も質問をし、答えていただきました。かなり先の話とはいえ、本町にとり重要なことですので、（1）の質問をさせていただきます。

仁淀川水系の遊水地整備に越知箇所遊水地候補箇所（右岸43.2キロメートル付近）とありますが、具体的にどの付近か、本町としての御認識をお聞きます。

議長（小田 範 博 君）岡田建設課長。

建設課長（岡田 孝司 君）小田壮一議員にお答えします。ちょっとかぶるところがあるかもしれませんが、答弁の前に仁淀川水系の河川整備計画をちょっと簡単に説明させていただきます。

まず、整備計画の前に基本方針があります。こちら、河川法第16条に、河川整備基本方針として、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべく方針に関する事項を定めておかなければならないとなっております。この基本方針は、平成20年3月に仁淀川水系河川整備基本方針として策定されております。

続いて計画ですが、同じく河川法第16条の2に、河川整備計画として、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画を定めておかなければならないとなっております。仁淀川水系河川整備基本方針に沿って、仁淀川水系河川整備計画が平成25年12月に策定されております。（「24年じゃない」の声あり）25年12月と私どもは伺っております。平成26年台風の被害を受け、平成28年12月に整備計画を変更しております。

今回、気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると、現在の計画整備完了時点では、実質的な安全度が確保できないおそれがあるとして、昨年の令和6年9月に計画を見直したものであります。

なお、計画の見直しについては、学識経験者やパブリックコメント及び、議員も多分出席されたものだと思いますが、仁淀川流域住民の意見を聞く会において計画を説明して意見などを聞いております。

続いて、この質問に関してですが、この遊水地の記述のことではございますが、今回の計画の変更に伴い、国と県からは詳細な位置や諸元は、今後、地域住民の意向を踏まえつつ、地域の経済活動や環境面への影響なども考慮し、検討すると伺っておりますので、具体的な場所は把握をしております。

なお、町長からも、遊水地を検討する場合は、地域経済などの影響を十分に考慮することが必要である旨、国と県に対して意見を述べております。以上でございます。（何事か言う声あり）すみません、訂正いたします。答弁の中で、河川法第16条、河川整備基本方針として、「計画高水流量（ケイカクダカスイリュウリョウ）」とお答えしましたが、「計画高水流量（ケイカクコウスイリュウリョウ）」ということでございますので、訂正させていただきます。

議長（小田 範 博 君）お諮りします。一般質問の途中ではありますが、間もなく1時間を超えますので、これより2時40分まで休憩したいと思います。御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。2時40分まで休憩いたします。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時40分

議長（小田 範 博 君）再開します。小田壮一議員。

1 番（小田 壮 一 君）先ほどの（1）の質問に対しての答弁ですけれども、私が去年の5月25日に説明会のときに質問したときに、四国地方整備局の副所長さんからの答えと、つい最近、四国整備局の事務所に電話して調査課の責任者の方にお聞きしたら特定をしてくれましたが、それは今の執行部の答弁が正しいとして話をしていきたいと思います。

遊水地の主な目的は、降水時の流下量を抑制し、下流域の水害リスクを軽減させることにありますけれども、ほかにも柳瀬川と仁淀川の合流付近でしばしば起こるバックウオーターの抑制効果も考えられるとなると、周辺の浸水被害の軽減につながる事が考えられます。

そこで、（2）の質問内容ですけれども、遊水地整備により今までの浸水被害、地域への影響や柳瀬川へのバックウオーター抑制効果についての御認識をお聞きます。

議長（小田 範 博 君）岡田建設課長。

建設課長（岡田 孝司 君）小田壮一議員にお答えします。

ちょっとその前に、仁淀川水系河川整備計画について、議員から平成24年ではないかという話もありましたが、平成25年12月で間違いございません。以上でございます。

続いて、先ほどの質問でございます。まず、柳瀬川だけではありませんが、遊水地が整備され、仁淀川本流の水位の上昇が抑制されることになれば、必然的に浸水やバックウオーターの被害が軽減されることになると思います。しかしながら、その規模や効果の範囲などについては詳細が決まっておきませんので分かりかねます。以上でございます。

議長（小田 範 博 君）小田壮一議員。

1 番（小田 壮 一 君）分かりました。

それでは、次に（3）の質問に入ります。平成25年12月に策定された仁淀川水系河川整備計画では、柳瀬川が仁淀川との合流地点から上流6090メートルの区間で河川改修工事が決まっており、工事完成時期はおおむね30年となっていることは御承知だと思います。町長の行政報告の中で、4月以降、工事着手予定と報告されていまして。私も河原を歩いて行って、柳瀬川の護岸工事着手予定地を見てまいりました。また、反対側の今成地区護岸擁壁工事場所近くに行くと、着手されているのも見えてきました。この改修工事につき、全く尽力をしていない私が失礼を顧みず質問をすることを平に御容赦願いたいと思います。

その上で、（3）の質問内容です。柳瀬川が仁淀川に合流する地点から上流に6090メートルの区間が整備計画となっていますが、そのうち本町エリア900メートルの1工区について、右岸の護岸工事が来年度から着手されとのことですが、この900メートルの工事完了予定年度は確認されているかお聞きします。

議長（小田 範 博 君）岡田建設課長。

建設課長（岡田 孝司 君）小田壮一議員にお答えします。

答弁に際し、中央西土木事務所越知事務所に確認しましたところ、令和6年度の補正予算を活用し、右岸柴尾川の2カ所、延長約83メートルの工事を予定しており、現在入札手続中で、3月末の契約となる見込みと伺っております。先ほども言いましたように、4月以降の実施とな

る予定で思っております。

また、河川の拡幅に伴って発生する土砂の処分に多額の費用が必要となっているため、通常の護岸工事と比較すると、予算に対し施工延長が伸びないという課題があり、近隣で掘削残土の処分が行えないか引き続き検討しているとのこと。こうした状況を踏まえると、事業の長期化が予想されますので、工事完了予定年度は現時点では確認できておりません。

町としましても、残土処分場の確保への協力ができないかを検討することに加え、さらなる事業費の上積みを目指し、引き続き仁淀川改修期成同盟会の会員として、県と協同して国へ要望を行ってまいります。以上でございます。

議長（小田 範 博 君）小田壮一議員。

1 番（小 田 壮 一 君）答弁ありがとうございました。ぜひ、期成同盟会として町長の御尽力、何とぞよろしくお願いいたします。

あと、仁淀川の河川整備計画には、柳瀬川では仁淀川との合流地点において河川整備流量を1200立方メートル・パー・セカンドとして河川整備を実施すると書かれています。柳瀬川にかかる黒岩橋のつけ替え工事については、仁淀川からのバックウオーターをも考慮した設計になると聞きました。そうすると、県道柳瀬越知線が冠水するおそれが減り、地区の孤立対策になると思われ、安全・安心に、さらには地域の価値が高まることにつながると思われそうです。

そこで、（４）の質問内容ですが、柳瀬川河川整備に伴う黒岩橋の架け替え工事計画について、進捗状況をお聞きしたいと思います。

議長（小田 範 博 君）岡田建設課長。

建設課長（岡田 孝司 君）小田壮一議員にお答えします。

答弁に当たり、同じように中央西土木事務所越知事務所に確認しましたところ、今後、柳瀬川改修工事の進捗状況に併せて計画を進めていくと伺っております。以上でございます。

議長（小田 範 博 君）小田壮一議員。

1 番（小 田 壮 一 君）どうもありがとうございました。これからも水害とか、また浸水したりとかする場合もやっぱり考えられると思いますので、ぜひ少しでも早く河川改修工事と橋の架け替え工事が完成することを切に望みたいと思います。以上で私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（小田 範 博 君）以上で、小田壮一議員の一般質問を終わります。続いて、9番、岡林学議員の一般質問を許します。9番、岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問を行います。まず、1番でございます。町道の改修という件で質問を出しております。町道は、町民全員が毎日通る道でございます、この道の安全は生活に一番大切なものでございます。3区地区の方から、昨年、月日はちょっと覚えていないけれども、道路に陥没ができ、役場の方も見に来たと。印もつけて改修の予定も聞いていたが、いまだに改修されず、陥没、ひび割れが大きくなり、雨水も多くとまるようになって心配だと、いつになれば改修するのかという相談をいただき、私も見てまいりました。1番でございますが、（1）番、住民からのこういうふうな改修の依頼に対しての対応はどのようなになっているかを、まずお聞きをいたします。

議長（小田 範 博 君）岡田建設課長。

建設課長（岡田 孝司 君）岡林議員にお答えします。

先ほどの3区地区の陥没のことにつきましては、まだちょっとできていないということですので、早急に対応したいと思っておりますので、いましばらくお待ちください。

まず、先ほどの質問にありました住民からの改修の依頼が来たときには、まず、町が施工すべき案件かどうかを判断します。現地を確認し、どのような状態になっているか、まず調査を行います。次に、町が施工するとなれば、どのような工法で対応していくのか判断します。ここでは測量などして、費用として幾らかかるのか調査をします。その中で、経済的にも有利な工法を選択していきます。続いて予算の確保です。予算には大きく2つに分かれます。新設や局部改良、災害復旧など比較的規模が大きく、国の事業の要件に該当するものであれば、国の社会資本整備交付金事業や災害復旧事業など活用して対応してまいりますが、国費への要望や査定をクリアすることが必要です。一方で、先ほど言われました舗装の補修や崩土撤去や水路補修、倒木撤去など比較的規模が小さく、維持修繕の範囲であるものについては、毎年度予算をいただいております町の維持修繕費の中で優先順位をつけて対応しております。この予算が確保されれば工事の着手となります。以上が大まかな流れとなります。いずれの場合におきましても、用地が必要な場合には地権者の承諾を得てからの対応となります。以上でございます。

議長（小田 範 博 君）岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）今の答弁は、そこまでは分かります。なかなかずっとできるものではないんですけども、ここの3区の箇所については、す

ぐに見に来てくれたと。それから印もつけて、改修をすると役場の方は言われておったと地区の方からは聞いております。ということは、それが何カ月もたって、半年かかるのであれば、検討してというような形も当然対処はすべきだと思いますけれども、いつ頃までにはやるという連絡を役場のほうからいただいておったと。それが年を越えて何カ月もそのままにしておくという、この体制は何か問題があるんじゃないですか。

議長（小田 範 博 君）岡田建設課長。

建設課長（岡田 孝司 君）岡林議員にお答えします。先ほどの工事につきましては、今月末には施行する予定ではありますが、今回遅れていることにつきましては、どうしても業者の段取り等々の都合がございます。今回、年内というようなことを回答していたということであれば、それは本当に失礼をいたしております。早急に対応しなければならないところをしていなく、申し訳ないと思っております。ですが、今おっしゃられたことに関しては、今月末までには対応するというところで話をしておりますので、その辺、御理解のほどよろしくお願いします。以上でございます。

議長（小田 範 博 君）岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）それは今月対処するということですが、そういう流れをその地区の方、区長なり、それから地区の方に説明が抜かっておったというのは、これは非常に地区の方からすればどうなっておるであろうという心配をしたということでございますので、今後、そのような依頼を受けたこと、それから取り組むことについては、その途中経過といいますか、その辺はかつちり捉えて対処をしていくべきだと思いますので、その辺は、これはこの工事のことにかかわらずいろいろなことも、これから地域の方から行政に対して、こういうふうな依頼等があれば対処していかなくやいかん項目あると思いますが、こういうふうな対処についての町長のお考えを、これは町としての対応でございますので、町長から一言お願いをします。

議長（小田 範 博 君）小田町長。

町 長（小田 保 行 君）岡林議員に御答弁申し上げます。そういった案件がないように、約束して、何か事情があつて取りかかれないというような事例が起こらないように、そういった場合は事前に連絡をするようにということで、これまでも建設課の中で情報共有してやってきたところですが、今回そういったことがあったということでありますので、今後そのようなことがないように、ちょっと延びるなら事前に連絡をするということは、私のほうからも徹底するように指導したいと思います。以上でございます。

議長（小田 範博 君）岡林学議員。

- 9 番（岡 林 学 君）それでは、通告の（2）番にいきたいと思いますが、町道の点検は、前にも聞いたと思うのですけれども、定期的じゃないですけれども、何か台風があった後とか、それから何かのときには、道路等についても点検をして回っておるというようなこともたしか聞いておりますので、今もそういうようなことは行っておるのではないかと思いますけれども、今も町道の点検等については定期的に行っているのかをお聞きをします。そして、現在行っているのであれば、現在しなければならない改修をしなければならない予定の箇所数などはどのくらいあるのか、またどのように対処対応していく考えがあるのかをお聞きをいたします。

議長（小田 範博 君）岡田建設課長。

建設課長（岡田 孝司 君）岡林議員にお答えします。まず、本町が管理する町道の総延長は約240キロあります。そしてその管理については、道路法第16条に市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行うと定められております。

町道の点検については、その管理の一部として日常より行っておりますので、具体的に御説明させていただきます。

まず1つ目として、当然のことではありますが、職員が現場へ向かう道中に目視で点検を行っております。その際、異常を確認した場合はさらに近接目視及び測量、異常の原因の把握などを行っております。帰庁後は対応方針を含め、報告書にて課内で決裁を行い、必要に応じて町長、副町長へも共有をしております。

2つ目として、台風や豪雨、強風、豪雪などの異常な自然現象があった場合には、町民バスのルートや防災ヘリポートへのアクセスルート、各地区の幹線道路について優先してパトロールを行っております。

3つ目としまして、町道の維持管理業務を年間契約で行っているシルバー人材センターの会員の皆さまからも、異常を発見した場合には通報を受けるようになっております。

最後に4つ目として、橋りょうなどの構造物の点検については、5年ごとの法定点検が義務づけられており、専門的知見を有する業者へ委託して対応しております。

このように、ある程度の点検は行っておりますが、先ほども申したように町道の総延長は約240キロあります。全てできているとは思ってはおりません。その補完としまして、住民の皆さまからの情報提供にも頼っております。

本年度の事業の件数につきましてですが、合計で約40件見込んでおります。全て発注済みであります。中には終わっているものもありますが、現時点で工事が完了していないものもありますが、年度内の完了に向けて業者と調整を行ってまいります。以上でございます。

議長（小田 範博 君）岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）現在のところ40カ所ぐらいの箇所を予定しておるということでございますので、これは予算もあり、それから工事の予定もあり、なかなか全部を一遍にやるということとはできないと思いますけれども、やはりそれについても優先順位を決めて段取りをして、できるだけ安全に通れる道路の維持というものは、いつも心がけていかなければならないことでございますので、その辺をよく考えて取り組んでもらいたいと思います。それから、もう一つ念を押しておきますけれども、先ほども住民の方から情報の提供があつてということがありましたけれども、そういうときにはその地区の方、それから住民の方々に詳しい状況を、連絡を取っていくということをぜひ皆さんに、職員みんなで共有をしていただいて、情報したが、いつになっても何にも言うてこんという、こんなことがないように、くれぐれもよろしくお願いをいたしまして、1番の質問を終わります。

それでは、2番に移りますけれども、外国から観光や移住の方、外国の方が越知町に、本町に来られる方や、観光や移住の問い合わせが多々あるのではないかと思いますけれども、その中で、越知町に観光や宿泊に来られた方は、私がお聞きしますと、数百人も外国の方がおいでということをお聞きいたしました。その中で、越知町へ移住の考えがあるという方がおいでたようです。その方が町へ問い合わせしたが、なかなか十分な、言葉の問題、習慣の問題もあるかと思いますが、十分な対応がされていなかったというお話を聞きました。これからも多くの外国の方々が本町へ来ていただけたと思います。大変きれいで、自然もいっぱいですばらしいというふうに、来られた方は皆さんが言っておられるということもお聞きしましたが、そういう方々に対して、問い合わせやパンフレット等で、外国語による対応が、もっときっちりした対応が必要になってくると思いますけれども、外国語に対応ができる人員や体制はできているのか、今はどのような状態かお聞きをいたします。

議長（小田 範博 君）國貞企画課長。

企画課長（國 貞 満 君）岡林議員に御答弁いたします。今のところ、外国人の観光客等が直接役場に来ての問い合わせはほぼありません。来たことがないわけではないですが、数年に一回といったところです。メールでの移住の問い合わせは最近数件来ていますが、翻訳アプリを利用して対応ができています。ただ、問い合わせや案内などはできますが、契約ごとなど、思い違いがあつてはならないようなことに関しては、役場ではな

かなか対応ができないことはお伝えしています。

役場には英語が堪能な職員はあまりいませんが、観光協会やスノーピーク、地域おこし協力隊などには完璧に話せる職員がいますので、協力していただくことが可能となっています。以上でございます。

議長（小田 範博 君）岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）電話とかメールでということですけども、やはりちょっと私も内容的な、どういう内容の対応かというのをちょっとよう見していないので分かりませんが、何百人の方がおいでということは、それなりにやっぱり役場に問い合わせもなくとも、それだけの方が越知町に来ておられるという、これは現実、事実がありますので、だから、そういうことを踏まえた越知町の取組体制をつくっておけば、まずまず、国内だけではなく海外、外国の方も越知に来てよかったというふうに越知を認めていただけたと思います。

越知に移住をと考えられておられた方も、なかなかこれはいろいろと聞いてみましたが、簡単に国内の方が越知で移住するということは法的にも割と強いのですけれども、外国の方が日本人、国の法律に従って体制を整えてやるということはなかなか問題がある、難しいということで、簡単には越知へ移住したいと言われてもできないということも勉強して、そのことも聞いておりますけれども、やはりできないことはないんですよね、これも。順番にやれば、法に従って手続すればできるということですし。

それから、やはりメール等の翻訳もあるということですけども、一つ、これはちょっと私が聞いたというか、思ったのですけれども、佐川には国際交流協会というのがあるそうですね。この方は国際の交流ということでいろいろ経験もある方がおいでということですが、こういう方々とも連携を取った体制をつくっておけるのではないかと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（小田 範博 君）國貞企画課長。

企画課長（國 貞 満 君）岡林議員に御答弁いたします。国際交流協会は、教育委員会のほうで所管しております。またALTなど、外国人の英語の指導助手の方が来ていますので、また、教育委員会とも連携をして、外国人の方に対応できるようにしていきたいと思います。以上でございます。

議長（小田 範博 君）岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）考えるだけではなくて、国際交流のある方でしたら、いろいろな外国の方々の考え方とか、それから普段の生活とか、こういうことも分かっておられると思いますので、それを踏まえた問い合わせ、それから受入れの体制、それから連絡の内容等をぜひ考えていただい

て、ALTの方も外国のというか、詳しい方もおいでますので、その方にも今の越知町のこういうふうな状態を見ていただいて、考えていただいて、こんなにすればというような、そういうふうなアイデアも出るのではないかと思いますので、そういう方にもぜひいろいろな知恵、お話をして体制を十分なものに、できるだけ十分なものになるような形にしていけば、ますます、おいでいただいた方々が喜んでいただけると思いますので、そういう体制をぜひみんなで考えていただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。（拍手）

議長（小田 範 博 君）以上で、岡林学議員の一般質問を終わります。お諮りします。これより3時20分まで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。3時20分まで休憩します。

休 憩 午後3時11分

再 開 午後3時20分

議長（小田 範 博 君）再開します。続いて、6番、市原静子議員の一般質問を許します。6番、市原静子議員。

6 番（市 原 静 子 君）通告に従いまして、一般質問させていただきます。初めに、町営住宅小舟団地・集会所について、5点ほど伺いをいたします。1点目、通告の内容ですが、身寄りのない高齢者、障害者は、町営住宅に入居する際、連帯保証人を求められることが大きなネックとなっております。2018年3月に国土交通省が、入居要件から保証人の規定を外すよう自治体に要請をした。しかし、今なお自治体に規定が残る状況である。本町の規定緩和をお願いいたします、でございます。連帯保証人を探すのに、若い人も、高齢者の方もちょっと大変みたいです。例えば、公営住宅の連帯保証人が立てられない場合、入居者が費用を負担して、家賃債務保証会社による保証が受けられる期間保証契約の締結の条件があったりとかしております。身寄りのない高齢者や障害者は、保証人を見つけることが困難なケースが大変多くなっているとお聞きしております。そしてその規定の中では、三親等、孫、甥、姪の方、そういった以内に住民税非課税所帯は対象外とハードルも高くなっております。そうした形で、多くの人が入居できないということも起きております。

そして、国土交通省から入居要件から保証人規定を外すよう、8年前ですけれども、自治体に要請されております。町として外せない理由が必ずあると思うのですけれども、規定緩和の考えをお聞かせ願います。

議長（小田 範 博 君）井上総務課長。

総務課長（井上 昌治 君）市原議員に答弁申し上げます。まず平成30年、2018年3月の国土交通省からの公営住宅に入居に際しての取り扱いについてということで、その通知では、保証人の確保を入居の前提とすることから転換し、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることがないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応をお願いするという通知でございました。

また、令和2年2月20日に、同省から公営住宅への入居に際しての保証人の取り扱いについてという通知がありまして、この中では、引き続き保証人の確保を入居要件とする場合でも、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には保証人の免除を行う、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど住宅困窮者の住居の安定の観点から、特段の配慮をお願いするという通知がございました。

本町における保証人の取り扱いですが、越知町住宅管理条例におきまして、いまだ必要と定めておるのが現状です。この令和2年2月20日の国土交通省通知を受けまして、令和2年4月1日から、それまで2名必要であった保証人を1名とする改正をしております。現状がこの状態です。このときに申請者の負担の減少ということで1人にしたという形でございます。

本町において、いまだ保証人を必要としている理由としましては、保証人を活用できないことによる家賃収納率の低下のおそれ、また入居者の緊急時の連絡先の確保等によるものであります。しかしながら、先ほど議員からもありましたように、周辺の市町村においても、高齢者のみの世帯や障害者等の入居に際して、連帯保証人を免除する動きもございますことから、この家賃収納率の低下につながることをないように十分に配慮しながら、対応を検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（小田 範 博 君）市原静子議員。

6 番（市 原 静 子 君）すみません、ボールペン忘れましてので取ってきて構いませんか。

議長（小田 範 博 君）どうぞ。

6 番（市 原 静 子 君）ありがとうございました。多分そういった内容のお答えかなとは思っておりました。といいますのも、やはりたくさんの自治体が、まだまだそれに応じていないということもお聞きしておりますし、何かの理由があると、その理由も理解できました。しかし、これからだんだんと高齢者のお一人住まいとか、さまざまの問題の抱えが多くなると思うんですね。ですから、少しずつ改善をしていただいて、改善の余地を持っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、2点目に入ります。また、単身者でございますが、60歳から入居できると広報にございました。これは何カ月前かの広報なんですけれども、そのことも入居する上での緩和のお願いでございますが、その辺もお答えしていただければと思います。

議長（小田 範博 君）井上総務課長。

総務課長（井上 昌治 君）お答えします。質問をいただいております単身者の入居に関しましては、まず、公営住宅法第23条に定めのある入居資格があります。収入の基準や、住宅困窮などの条件をまず満たしていただく必要があります。この年齢の条件につきましては、事業主体の判断に委ねられておりまして、本町では条例により60歳以上の者と現状規定をしております。これにつきましては、仮に、例えば若年層、若い世代の方まで単身入居を求めた場合には、この入居希望者が増加して、高齢者や障害者等の入居機会が減少するようなことにつながってもいけないということも考えております。

この単身者の入居の規定の緩和につきましては、例えば何歳までよしとするか、もしくは現在小舟団地につきましては、高層階に空いている部屋があるのが現状でございます。このような高層階に限って、例えば若年層の単身者の入居を認めるかなど、これについても他市町村の事例も参考にしながら検討をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（小田 範博 君）市原静子議員。

6 番（市原 静子 君）ありがとうございました。やはり町営住宅は、これまで家族などの単身でない所帯を対象とした、独り暮らしの高齢者は入居できなかったわけですが、今の理由をお聞きしましたところ、やはりさまざまな理由があるんだなということを理解いたしました。

やはり要望として、私の目の前での話をお聞きすると、やはりそれぞれの考えと、行き詰まったこととかありますので、できれば少しでも緩和できるものならと思って今回も質問させていただいたわけですが、やはりそういった内容のお話を、またお伝えをしながら、町もさまざまな角度から考えてはいただいているということはお伝えをさせていただくところでございます。これからも、そういった内容もあるということを前向きに考えていっていただきたいと思いますと思っております。

それでは、3点目になります。質問の内容でございますが、住民の高齢化が進み、孤立、孤独の防止が大きな課題となっている。そうした中で、公営住宅の空き部屋を改修し、交流の場として活用する動きが全国各地で広がっていると聞く。本町もコミュニティーの場としての考えはということであります。昨年新聞でございましたが、全国で約210万戸ある公営住宅。これは住民の高齢化が進み、孤立、孤独の防止が大

きな課題となっております。そうした中で、公営住宅の空き部屋を集会所などの交流の場として活用し、コミュニティーを活性化させようとしている動きが各地で広がっていると載っておりました。画期的な取り組みだなと思ひまして興味が湧きました。その新聞の中で、手引きで好事例、いい事例ですね、それを紹介の見出しもあり載っておりました。それは、国土交通省は22年3月に住宅団地再生の手引きを作成し、コミュニティーなど9つのテーマについて好事例とともに紹介をし、自治体の取り組みを後押ししており、各地で公営住宅の空き部屋を利用する動きが広がっている。

例えば大阪府では、府営住宅の空き部屋を子どもの居場所や福祉相談所、生活に課題を抱える若者向けのシェアハウスとして整備するなど、地域の課題を解決する一助として活用していると載っておりました。やはりこれを読みましたときにも、また、ほかにも新聞に載っておったんですけれども、神奈川県横浜市万騎が原団地というところなんですけれども、その団地の中の取り組みは、県が2013年度から始め、誰もが健康で安心して生き生きと生活ができる健康団地を目指す取り組みの一環であったそうです。入居者、県、市町、福祉団体などが連携しまして近隣住民を含めた多様な交流を、コミュニティー活動の活性化を進めてまいりました。

具体的には、コミュニティールームの整備のほか、団地の余剰地や空き施設への福祉事業者の誘致、空き住戸を活用したコミュニティー活動の後押し、子育て世代の入居推進などに取り組んでいると載っておりました。やはりこういった事例を見ましても、少子高齢化になった今、大変に場所がない。また人材もそうですけれども、そういった形を取って少しでも広げていく、活発に地域が明るく、生活する上で生き生きと地域みんなの交流ができて、楽しく生活ができるということが今から先は一番大事なことではないかと思っております。その上で、町営住宅の交流の場として、こういった提案の形で質問させていただくんですけれども、課長としての考えをお聞きしたいと思います。

議長（小田 範博 君）井上総務課長。

総務課長（井上 昌治 君）答弁申し上げます。小舟団地の空き室をコミュニティーの部屋として活用という提案ですが、全国的に見ると、先ほど議員のおっしゃられたように国交省の手引き等の事例紹介にもございます。公営住宅の空き部屋を地域コミュニティーの場として活用する方法、また、こども食堂など福祉関係の場として活用するなど、地域の課題解決に結びつけられた事例が紹介されております。このいずれも、団地内の居室を貸し出す対象から外してこういう場をつくると、いわゆる空き部屋の活用ということかと思ひます。

この活用の提案ではございますが、小舟団地につきましては、コミュニティーの場、この後にもまた質問があるかと思ひますが、集会所とい

う施設がございます。コミュニティーの場合は集会所と考えまして、この空き室については、先ほど答弁もしましたように単身での入居の検討などを行った上で、居室としての稼働率を上げるという方向の取り組みで空き室を減らしていくことの取り組みを行っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（小田 範博 君）市原静子議員。

6 番（市原 静子 君）ありがとうございました。ほとんどのところは1階を改修していることが多いのですが、1階はどう見ても高齢者等には、私もですが、足が悪くなったりとかの可能性はあるので、1件でもそういった方に入っていただければという思いのほうが強くなると思います。といいますのも、小舟団地はとても環境が、人口が1カ所のところに集まっていますので、越知町にしたら、所帯が1カ所に変に集まっています。こういった好事例の場合は、市とか大きな県の住宅、市や府とかいう、都とか、そういうところは、もう100件や200件じゃなくて大変に大きな住宅が密集しているわけですね。だからその中で、やはりそういったのを利用しているところがほとんどなんです。この小さな越知の町で、そういった一角を、そういった形でつくれば、コミュニティーみたいなをつくれば、画期的ではありますけれども、やはり今のところを優先していくほうが、入っていただく方のプラスになるのであれば、もう少し考えることも大事なかなとも思っております。

やっぱり、その住宅をいろんな形に変えている場所があるわけです。私らの町村では、大学生がここから通うということはもうめったにないわけですね。市とか県とか、そういった府とかいうところでは、大学生に一番上の階を貸してあげて、そういう人たちが活躍して地域を盛り上げていますというような事例もたくさんあるわけです。だから、そういったのはすごく画期的でいいなと思うのですが、やはりこの町村と比べてみるところでは、ちょっと無理かなというところがあります。だから、私もそれは理解できます。これからも、こういった事例やらたくさん話がありますので、そういうことも頭に置いていただきながら、町の一人一人が、住所が集まったところが一番盛り上がっていく方法を考えていただきたいとの思いです。ありがとうございました。

それでは、次にまいります。4点目になります。また、老朽化した集会所も住宅の空き部屋を改修し、新たな集会所として使用できるか考えをお聞きします。私、ちょっと住宅に入っている方たちのお話を聞きながら、よく自分で見に行きました。そうしましたら、集会所はカーテンがありませんし、中を見たいので区長さんに連絡を取ると、連絡が取れなくて会えなくて、自分一人で見に行ったんですけれども、カーテンがないおかげで中がよく見えたんですよ。そうしたら、これは本当に集会所っていう感じでした、雰囲気でした。もう本当にしみが床にはついて、

点々についているんじゃないくて、どかあつと、べたあつとついていて本当にひどいです。そこの辺とかもありますし、周りにも老朽化し過ぎて建て替えをお願いしたいところがございますけれども、大変なお金も要ると思います。それで、空き部屋の改修で集会所になるのではと思いましたが、何とかきれいな場所で、小会合や高齢者向けのお茶会など、そういったものを開けるといいと思うと。集会所でさまざまなコミュニティの場所を借りて、先ほどのようなコミュニティの場として地域の人たちが集まって、週に1回でも、また月に2回でも、お茶会をしている場所なんかがあるわけですね、集会所で。そのお茶会の場所という場所には、なかなか到底ちょっと無理だなと思ったわけです。だから、そのことを考えてみると、また会合、私も12区の区長会、地域の会合があった場合には、やはり前もって掃除に行ったりとかするんですけども、掃除をしてもしがいがないの。これは失礼な言い方だけれども、本当にかわいそうです。だから、やはりそこの辺も、中の整理整頓ができるようなものも置いてあげたりとかすることも大事かとも思いました。だから、お茶会も当然ちょっと無理かなという雰囲気ではございましたので、そこの辺もちょっと考えていただきたいと思いましたが、またこの答えもいただきたいと思います。

議長（小田 範博 君）井上総務課長。

総務課長（井上 昌治 君）お答え申し上げます。先ほど、コミュニティの場は集会所という答弁をしておきながら、老朽化しておる部分については非常に反省をいたしておりますが、区長さんのほうとも話をしておるところではございます。要望が上がってきております。建て替えをしたらというような提案もございましたが、早急に対応していくためには修繕をまず念頭に置いて、区長さんのほうと相談をしていきたいと考えております。この集会所の状態を見て、この空き室をという提案であったかと思いますが、空き室はできるだけ、先ほどおっしゃられたように1階は居室のほうにという使い方を考えておりますので、修繕という方向で、集会所は早急に対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（小田 範博 君）市原静子議員。

6 番（市原 静子 君）ありがとうございました。見ていただいたら、担当の方とか、何人の人が見ているかなというのもあります。やはり区長さんからもそういったお声が上がっているというのは当然だと思います。

私も、その住居の入っている方とも話を聞かせていただいたりもしたんですけども、入居している方は遠慮している部分があるんです。入居をさせていただいているということがあるんですね、ネックで。だから、入居させていただいてこんなことを言うのは失礼なのかも分かん

とか、本当に控えめなんです。だから、もう本当に図々しく言うのは私しかおらんかなと思って、それで話をさせてもらうたんですけれども、やはり入居をさせていただいているという気持ちがあるので、もう押し広げにぱっとは言わないんですよ。これは日本人の特徴だと思います。そういった面からお声が少しでも上がると、少しでも善処していただきたいなと思っております。

それで、トイレだけは見えなかったんですけれども、トイレの中も見て何したかったんですが、もし和便であれば洋便に替えていただきたいなと思っております。

これから第5点目にも入るんですけれども、野外のトイレもあるんですね、かわいらしいトイレですけれども。そのトイレも和便になっております。ぜひ洋便に替えていただきたい。住居、入っている方がおっしゃるには、女性の方は絶対に入らないって。その理由というのはあまり聞かなかったんですけれども、誰も入らない、入りたがらないって。そんなにも悪いのかなと思って見たら、きちっと掃除はしておりました。きれいに掃除していました。やはりお掃除も順番制ですかね、その順番制もあってか、本当に丁寧にきれいにお掃除されていて、やはり和便から洋便というのには、そういうふうなところもあるのかなとも思っております。一つずつ、一つずつ環境を整えてあげたら、少しでも喜ばれるかなとの思いでありますので、よろしく願いをいたします。5点目のトイレの件も併せてよろしく願いをいたします。この野外トイレの洋便に替えてほしいとの声ですけれども、そのお答えもまたよろしく願いします。（「議長、ちょっと休憩」の声あり）

議長（小田 範博 君）小休します。

休 憩 午後3時46分

再 開 午後3時47分

議長（小田 範博 君）再開します。井上総務課長。

総務課長（井上 昌治 君）御答弁申し上げます。公園利用者が使用するトイレになりますが、確かに和便器であることは確認をしました。このことについても、区長さんのほうと相談して改修を進めてまいります。今、一つ、女性の方が使用したくないというような声を聞いているとおっしゃいましたので、和便器から洋便器に替えるというところの対応でいいかどうかも併せて聞いてみたいと思います。

なお、先ほど申しました集会所の修繕に関しましては、担当課の総務課だけでなく、町長、副町長のほうも状況は確認していただいております。この集会所についても、トイレもたしか和式であったと思いますので、改修の際にはその点も考慮に入れて改修をしていきたいと思います。以上でございます。

議長（小田 範博 君）市原静子議員。

6 番（市原 静子 君）ありがとうございました。本当にこのトイレは、遊ぶ子どもたちにとって絶対なくてはならないものだと思います。わざわざ自分の家まで走っていきませんのでね。だから、本当によろしく願いをいたします。

それでは、大きな質問の2点目にまいります。2点目ですけれども、遺族の手続負担の軽減へ、でございます。通告を読みます。遺族の行政の手続きは、多くの関連する課の手続き等多岐にわたっております。1日かかることも少なくない。前もって予約を取り、一括して案内ができるお悔やみ窓口をつくってほしいとの声があるが考えはでございます。最近、私の周りにもお葬式が多くなりました。多くなると、手続きも話も多くなってきてまいります。遺族の行政手続きの数は、多くて40ぐらいありますと聞いたんですが、びっくりしました。関連する課の数は14と多岐にわたると。所帯主の変更、相続人代表者、そういった指定などもあるわけですね。そういうのを含めての数だとは思うのですけれども、どのような手続きが必要かを自分で探すことだけでも大きな負担とも申しておりました。やはり遺族の手続きのサポートをするということは、大変喜ばれると思います。心と気持ちが沈んでいるときですので、本当にスムーズにいくことが何よりだと思っております。

それで、今は個人番号カードがあることでかなり短縮できるのではと思っております。つくられないという方もおりますけれども、やはり事前に電話で予約を取り、一括して案内ができる支援というのは大変に喜ばれるかなと思っております。その上で、住民課のほうは大変忙しくしているようで、もう大変に細やかなところに気がついて、早め早めに措置をしていただくことが今までのこともたくさんありますので、今日の答弁をしていただきたいと思います。お願いします。

議長（小田 範博 君）小松住民課長。

住民課長（小松 大幸 君）答弁申し上げます。御家族の方が亡くなられたときの御遺族の行政手続については、市原議員も申されましたようにさまざまなものがありますが、町では役場1階住民課の窓口で対応を行っております。いわゆるお悔やみ窓口、ワンストップ窓口対応で、できる限り担当課の職員自らが動いて手続を進めております。町は御遺族の方を支援し、円滑な手続を進めるために、御遺族の方が手続に来られる前の死亡

の届が出された際に、基本的な手続事項と、それぞれに必要な提出書類などをまとめたシートをお渡ししております。そのシートでは、それぞれの手続に関する連絡先を住民課に一本化して掲載しており、予約など手続きのお問い合わせに対応しております。今後も各課が連携し、円滑な手続きの向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（小 田 範 博 君）市原静子議員。

- 6 番（市 原 静 子 君）ありがとうございます。やはり大きな市でしたらお葬式はもう何カ所もあるわけで、大変に忙しくなるんですけれども、本当にこの越知町というところは人口が少ないですし、お葬式も市とか県とかに比べると本当に僅かだと思うんですね。その中ででも、一人の対応というのは同じなんですよね、数が。だから、どんなにかサポートしてくれるとうれしいかと思います。死亡の届を受けて、それで、その順序を追ってその方の名前も分かるし、そういうふうなことを前もってされているということは、すごく素晴らしいことだと思います。私が思っていたとおりのことをもう既にしてくれているということですよ、お悔やみの窓口として。だから、本当にこういうところが、今までもですけども、きちとなされていることがあったので、すごくうれしく思います。やはりこれを、お悔やみの窓口というのはつくっておりますか。別につくって、立ち上げてはいないのですか。そこの辺をちょっと聞かせてください。

議長（小 田 範 博 君）小松住民課長。

住民課長（小松 大幸 君）答弁申し上げます。特別にお悔やみ窓口と名前を挙げて対応しているわけではございません。ただ、住民課の窓口でできるだけ一本化して対応をさせていただいております。以上です。

議長（小 田 範 博 君）市原静子議員。

- 6 番（市 原 静 子 君）お悔やみの窓口という、特別につくってあるんだったら、もうそこへ向けていくけれども、そんなにも順番を待つ、札を持って待つということではないのであれば、本当に全員でそういうふうな形で進んで、それに取り組んでいただけるということであつたら問題はないです。本当にありがとうございます。これからもそういったお悔やみの窓口として全員が取り組んで、少しでもスムーズに、時間がかからないように、待たせないように努力をしていただける、今までも努力していただいているから、本当に私が言うことではないんですけれども、しっかり頑張って、よろしくお願いをいたします。これで私の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。（拍手）

議長（小 田 範 博 君）以上で、市原静子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。本日はこれにて散会したいと思います。御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。明日 12 日は午前 9 時に開会します。それでは散会します。

散 会 午後 3 時 5 6 分